第2章 事業計画地及びその周囲の概況

事業計画地の位置する香芝市、王寺町及びその周辺の自然的状況及び社会的状況について、既存資料により把握した。

統計資料は、基本的に関係市町（香芝市、王寺町）、及び奈良県のデータを整理した。また、各環境データは環境要素の特徴と事業計画地の位置関係を踏まえて整理した。

第1節　自然的状況

1.1　大気環境の状況

1)　気象の状況

奈良県の気候区分は、吉野川を境として北部は盆地で内陸性気候、南部は山岳で占められ、多雨で特徴づけられる山岳性気候、県城北東部の大和高原地域は内陸性気候と山岳性気候の特徴を兼ねている。事業計画地及びその周辺の気候は内陸型に区分され、夏は暑く、冬は寒い気候である。

最寄りの気象観測所である奈良地方気象台の位置は図 2.1-2 に、気象の概況は表 2.1-1 に示すとおりである。平成 23 年～平成 27 年の推移をみると、平均気温は 14.7℃～15.5℃、降水量は約 1,321mm～1,598mm、平均風速は 1.4m/s、最多風向は北北東及び北となっている。

表 2.1-1　奈良地方気象台の年別平年値等

項目 / 年	気温					風速		最多風向	降水量		日照時間
	平均			極値		平均	最大		総量	日最大	
	日最高	日最低	平均	最高	最低						
	℃	℃	℃	℃	℃	m/s	m/s		mm	mm	h
平成23年	20.6	10.4	15.0	36.1	-4.2	1.4	8.0	北北東	1,473.0	70.5	1,847.8
平成24年	20.2	10.3	14.7	36.3	-5.3	1.4	8.3	北北東	1,597.5	97.5	1,755.9
平成25年	21.0	10.5	15.3	37.1	-4.1	1.4	8.9	北	1,505.5	98.0	2,004.2
平成26年	20.6	10.3	14.9	36.8	-3.7	1.4	9.3	北北東	1,320.5	134.5	1,854.0
平成27年	21.0	11.0	15.5	36.9	-3.1	1.4	8.1	北	1,512.0	51.5	1,738.7

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

事業計画地の最寄りの一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）は図 2.1-3 に示すとおり、当該区域の北東約 3.2㎞ に王寺測定局があり、風向・風速が観測されている。

平成 26 年度における王寺測定局の風配図は図 2.1-1 に示すとおりである。北、西の風の出現頻度が高くなっている。

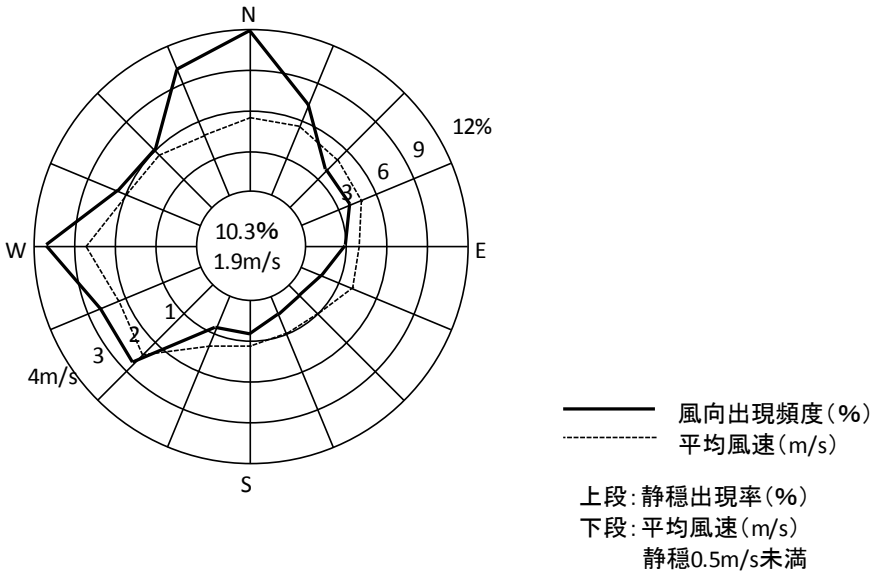

図 2.1-1　平成 26 年度王寺局風配図

出典：「気象台付近の詳細地図」（奈良地方気象台ホームページ）

図 2.1-2　奈良地域気象観測所等の位置

凡　例

●　：事業計画地

-·-·-　：府県界

-·-·-·-　：市町界

▲　：王寺測定局

N

1：25,000

0　0.5　1km

出典：「平成 26 年度　環境調査報告書（大気編）」（奈良県ホームページ）

図 2.1-3　一般環境大気測定局王寺局の位置

2)　大気質の状況

事業計画地及びその周辺の王寺測定局での測定項目は表 2.1-2 に示すとおりである。
また、同局で年 2 回ダイオキシン類（大気）の測定も実施している。

表 2.1-2　大気汚染常時監視測定局の測定状況

測定局名称	測定項目								
	二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	光化学オキシダント	炭化水素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	気象	
								風向	風速
王寺局 （一般環境大気測定局） 王寺町分庁舎内 用途地域：第 1 種住居地域	○	○	－	○	－	○	○	○	○

注）「○」は測定を実施している項目、「－」は測定を実施していない項目を示す。
出典：「平成 26 年度　環境調査報告書（大気編）」（奈良県ホームページ）

(1) 二酸化硫黄（SO_2）

王寺局における二酸化硫黄(SO_2)の平成 22 年度から平成 26 年度の測定結果は表 2.1-3 に示すとおりである。二酸化硫黄の年平均値の経年変化はほぼ横ばいであり、各年度とも環境基準を達成している。

＊1　環境基準の長期的評価：1 日平均値の年間 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

＊2　環境基準の短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

表 2.1-3　二酸化硫黄(SO_2)の測定結果

年度	年平均値	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数	日平均値が 0.04ppm を超えた日数	1 時間値の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数
	(ppm)	(時間)	(日)	(ppm)	(ppm)	有×無○	(日)
平成 22 年度	0.003	0	0	0.028	0.007	○	0
平成 23 年度	0.003	0	0	0.030	0.006	○	0
平成 24 年度	0.004	0	0	0.019	0.007	○	0
平成 25 年度	0.004	0	0	0.019	0.007	○	0
平成 26 年度	0.003	0	0	0.019	0.007	○	0

注)「環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数」とは、日平均値が高い方から 2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち 0.04ppm を超えた日数である。ただし、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

出典：「平成 26 年度　環境調査報告書（大気編）」及び過去 4 ヵ年分の同書（奈良県ホームページ）

(2) 窒素酸化物(NO_x)

王寺局における二酸化窒素(NO_2)の平成 22 年度から平成 26 年度の測定結果は表 2.1-4 に、一酸化窒素(NO)及び窒素酸化物(NO_x)の測定結果は表 2.1-5 に示すとおりである。

二酸化窒素の年平均値の経年変化はやや減少傾向にあり、各年度とも環境基準を達成している。

一酸化窒素の年平均値の経年変化は、ほぼ横ばいである。また、窒素酸化物の年平均値の経年変化は、やや減少傾向にある。

＊1　環境基準の評価：1 日平均値の年間 98%値が 0.06ppm を超えないこと。
〔環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること〕

表 2.1-4　二酸化窒素(NO_2)の測定結果

年度	年平均値	1 時間値の最高値	1 時間値が 0.2ppm を超えた時間数	1 時間値が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の時間数	日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数	日平均値の年間 98%値	98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数
	(ppm)	(ppm)	(時間)	(時間)	(日)	(日)	(ppm)	(日)
平成 22 年度	0.014	0.068	0	0	0	0	0.028	0
平成 23 年度	0.013	0.074	0	0	0	0	0.024	0
平成 24 年度	0.012	0.054	0	0	0	0	0.025	0
平成 25 年度	0.012	0.055	0	0	0	0	0.024	0
平成 26 年度	0.011	0.062	0	0	0	0	0.026	0

注)「98%評価値による日平均値が 0.06ppm を超えた日数」とは、1 年間の日平均値の低い方から 98%の範囲にあって、かつ、0.06ppm を超えたものの日数である。
出典：「平成 26 年度　環境調査報告書（大気編）」及び過去 4 ヵ年分の同書（奈良県ホームページ）

表 2.1-5　一酸化窒素(NO)、窒素酸化物(NO_x)の測定結果

年度	一酸化窒素(NO)			窒素酸化物(NO_2+NO)			
	年平均値	1 時間値の最高値	日平均値の年間 98%値	年平均値	1 時間値の最高値	日平均値の年間 98%値	年平均値の $NO_2/(NO_2+NO)$
	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
平成 22 年度	0.004	0.129	0.017	0.018	0.189	0.045	78.9
平成 23 年度	0.004	0.123	0.019	0.016	0.144	0.043	77.5
平成 24 年度	0.003	0.083	0.013	0.015	0.134	0.037	79.6
平成 25 年度	0.003	0.099	0.011	0.014	0.131	0.035	80.5
平成 26 年度	0.004	0.128	0.016	0.015	0.180	0.04	75.4

出典：「平成 26 年度　環境調査報告書（大気編）」及び過去 4 ヵ年分の同書（奈良県ホームページ）

(3) 浮遊粒子状物質(SPM)

王寺局における浮遊粒子状物質の平成 22 年度から平成 26 年度の測定結果は表 2.1-6 に示すとおりである。

浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化は、ほぼ横ばい傾向にあり、長期的評価については、各年度とも環境基準を達成している。

＊1　環境基準の長期的評価：1 日平均値の年間 2%除外値が 0.10mg/m³以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10mg/m³を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
＊2　環境基準の短期的評価:1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³以下であること。

表 2.1-6　浮遊粒子状物質(SPM)の測定結果

年度	年平均値	1 時間値の最高値	1 時間値が 0.20mg/m³を超えた時間数	日平均値が 0.10mg/m³を超えた日数	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m³を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m³を超えた日数
	(mg/m³)	(mg/m³)	(時間)	(日)	(mg/m³)	有×無○	(日)
平成 22 年度	0.019	0.237	1	0	0.050	○	0
平成 23 年度	0.018	0.141	0	1	0.049	○	0
平成 24 年度	0.016	0.105	0	0	0.049	○	0
平成 25 年度	0.020	0.094	0	0	0.052	○	0
平成 26 年度	0.019	0.087	0	0	0.043	○	0

注)「環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値が高い方から 2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち 0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が 0.10mg/m³を超えた日が 2 日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。
出典：「平成 26 年度　環境調査報告書（大気編）」及び過去 4 ヵ年分の同書（奈良県ホームページ）

(4) 微小粒子状物質(PM2.5)

王寺局における微小粒子状物質の平成 24 年度から平成 26 年度の測定結果は表 2.1-7 に示すとおりである。

微小粒子状物質の年平均値の経年変化は、やや減少傾向にあるが、各年度とも環境基準を非達成である。

＊1　環境基準の長期基準：1 年平均値が 15μg/m³以下であること。
＊2　環境基準の短期基準：1 日平均値の年間 98%値が 35μg/m³以下であること。
〔環境基準：1 年平均値が 15μg/m³以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m³以下であること〕

表 2.1-7　微小粒子状物質(PM2.5)の測定結果

年度	年平均値	日平均値の年間 98%値	日平均値が 35μg/m³を超えた日数
	(μg/m³)	(μg/m³)	(日)
平成 24 年度	18.2	28.8	0
平成 25 年度	17.3	42.7	18
平成 26 年度	15.8	35.9	8

注)「日平均値が 35μg/m³を超えた日数」とは、1 年間の日平均値の低い方から 98%の範囲にあって、かつ、35μg/m³を超えたものの日数である。
出典：「平成 26 年度　環境調査報告書（大気編）」及び過去 2 ヵ年分の同書
（奈良県ホームページ）

(5) 光化学オキシダント(O_x)

王寺局における光化学オキシダントの平成 22 年度から平成 26 年度の測定結果は表 2.1-8 に示すとおりである。

光化学オキシダントの昼間の 1 時間値の年平均値の経年変化は、やや増加の傾向にあり、各年度とも環境基準を非達成である。

＊1　環境基準の評価：昼間(6 時から 20 時まで)の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
〔環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下であること〕

表 2.1-8　光化学オキシダント(O_x)の測定結果

年度	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値の最高値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の日最高1時間値の年平均値
	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)
平成22年度	0.030	0.139	76	309	3	4	0.049
平成23年度	0.029	0.128	66	265	1	1	0.045
平成24年度	0.030	0.118	69	298	0	0	0.046
平成25年度	0.031	0.106	79	389	0	0	0.047
平成26年度	0.033	0.143	71	354	2	6	0.049

注)昼間とは 5 時から 20 時までの時間帯をいう。したがって、1 時間値は、6 時から 20 時まで得られることになる。
出典：「平成 26 年度　環境調査報告書(大気編)」及び過去 4 ヵ年分の同書（奈良県ホームページ）

(6) ダイオキシン類(大気)

王寺局におけるダイキシン類の平成 22 年度から平成 26 年度の測定結果は表 2.1-9 に示すとおりである。

ダイオキシン類の年平均値は、やや減少傾向にあり、各年度とも環境基準を達成している。

表 2.1-9　ダイオキシン類の測定結果

単位：pg-TEQ/m^3

年度	夏期測定値	冬期測定値	年平均値	環境基準	適否
平成 22 年度	0.016	0.033	0.025	0.6 以下	○
平成 23 年度	0.029	0.045	0.037		○
平成 24 年度	0.011	0.018	0.015		○
平成 25 年度	0.010	0.0077	0.0089		○
平成 26 年度	0.014	0.018	0.016		○

出典：「平成 26 年度　環境調査報告書（ダイオキシン類編)」及び過去 4 ヵ年分の同書
（奈良県ホームページ）

(7) 大気汚染に係る苦情の発生状況

平成 25 年度の大気汚染に係る苦情の発生状況は、香芝市で 8 件、王寺町で 0 件となっている。

出典：「平成 27 年度版　環境白書 2015」(奈良県ホームページ)

3) 騒音の状況

(1) 自動車騒音の状況

自動車騒音の測定結果は表 2.1-10 に、測定点の位置は図 2.1-4 に示すとおりである。事業計画地及びその周辺において平成 23 年度から平成 25 年度に 3 地点で測定が行われている。測定結果によると、一般国道 168 号で昼間及び夜間の時間帯で環境基準を超えている。

表 2.1-10　自動車騒音の測定結果

単位：dB

図中番号	測定年	道路名	測定地点	環境基準の地域の類型	昼間 (6:00～22:00)			夜間 (22:00～翌日 6:00)		
					騒音レベル (L_{Aeq})	環境基準	適否	騒音レベル (L_{Aeq})	環境基準	適否
1	H25	西名阪自動車道	香芝市関屋北 6-16	幹線	59	70	○	55	65	○
2	H25	西名阪自動車道	香芝市今泉	幹線	59	70	○	56	65	○
3	H23	一般国道 168 号	王寺町本町 4-46	幹線	72	70	×	72	65	×

注1) 図中番号は、図 2.1-4 を参照。
注2) 環境基準の地域の類型は、表 2.2-17 を参照。
注3) 適否の○は、環境基準適合を示す。
注4) 用途地域については、図 2.2-1 を参照。
出典：「自動車騒音の常時監視結果」（国立環境研究所ホームページ）

(2) 騒音に係る苦情の発生状況

平成 25 年度の騒音に係る苦情の発生状況は、香芝市で 9 件、王寺町で 0 件となっている。

出典：「平成 27 年度版　環境白書 2015」（奈良県ホームページ）

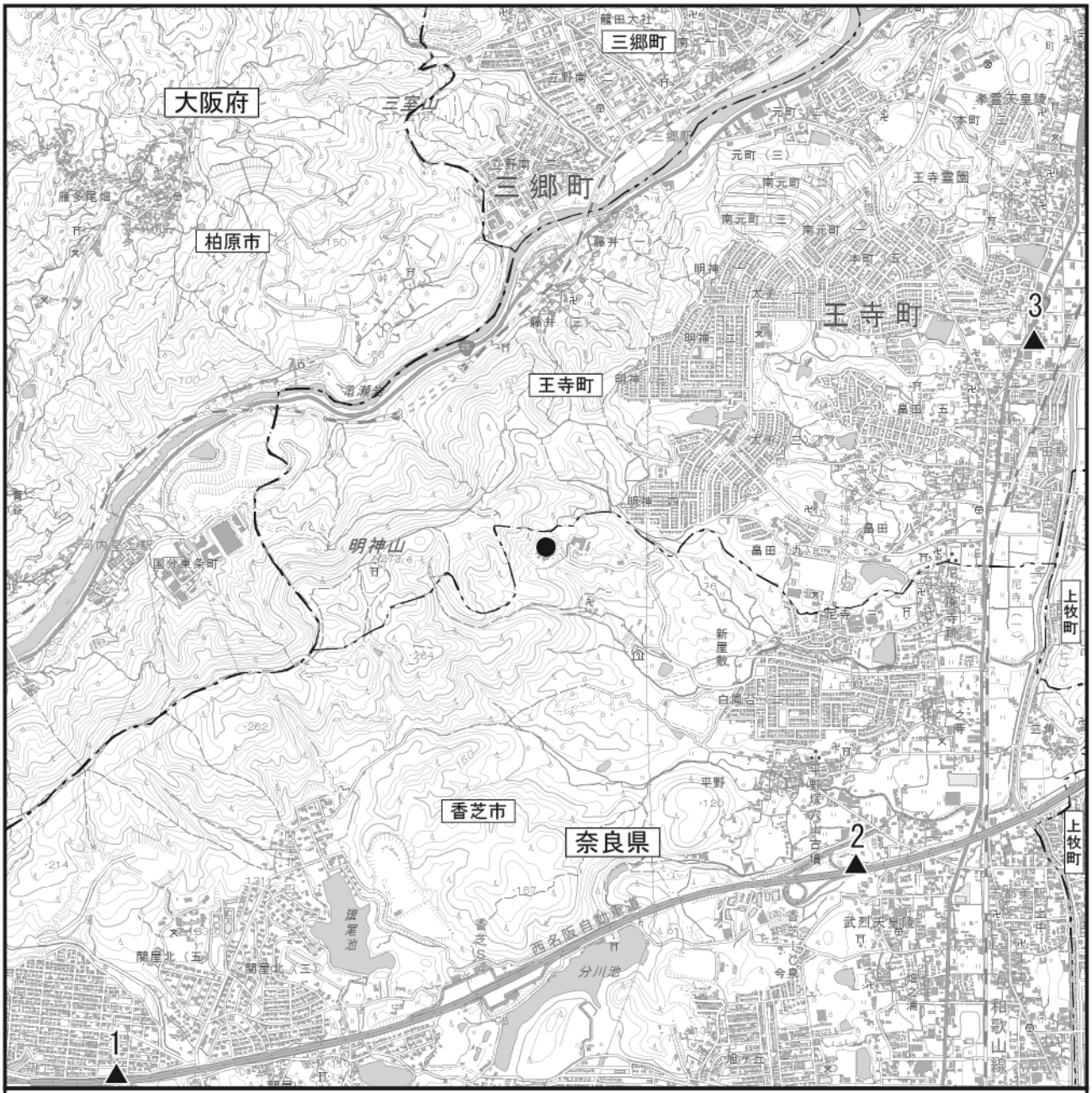

出典：「自動車騒音の常時監視測定結果」（国立環境研究所ホームページ）

図 2.1-4　自動車騒音測定点の位置

4) 振動の状況

事業計画地及びその周辺では、振動の測定は行われていない。

平成 25 年度の振動に係る苦情の発生状況は、香芝市及び王寺町で 0 件となっている。

出典：「平成 27 年度版　環境白書 2015」（奈良県ホームページ）

5) 悪臭の状況

事業計画地及びその周辺では、悪臭の測定は行われていない。

平成 25 年度の悪臭に係る苦情の発生状況は、香芝市で 8 件、王寺町で 0 件となっている。

出典：「平成 27 年度版　環境白書 2015」（奈良県ホームページ）

1.2　水環境の状況

1)　水象の状況

事業計画地及びその周辺における流入河川の状況は、表 2.1-11 及び図 2.1-5 に示すとおりである。事業計画地西側に大和川、東側に葛下川があり、そこに尼寺川、平野川が流入する。

表 2.1-11　主要な河川の状況

水系	河川名	延長区域	延長キロ (km)
大和川水系	大和川	桜井市大字小夫～大阪府へ	43.0
	葛下川	葛城市南今市～大和川に合流	14.7

注1) 平成 27 年 4 月 1 日現在
注2) 延長 10km 以上の河川を整理している。
出典：「平成 27 年度　奈良県統計年鑑」（平成 28 年 7 月、奈良県）

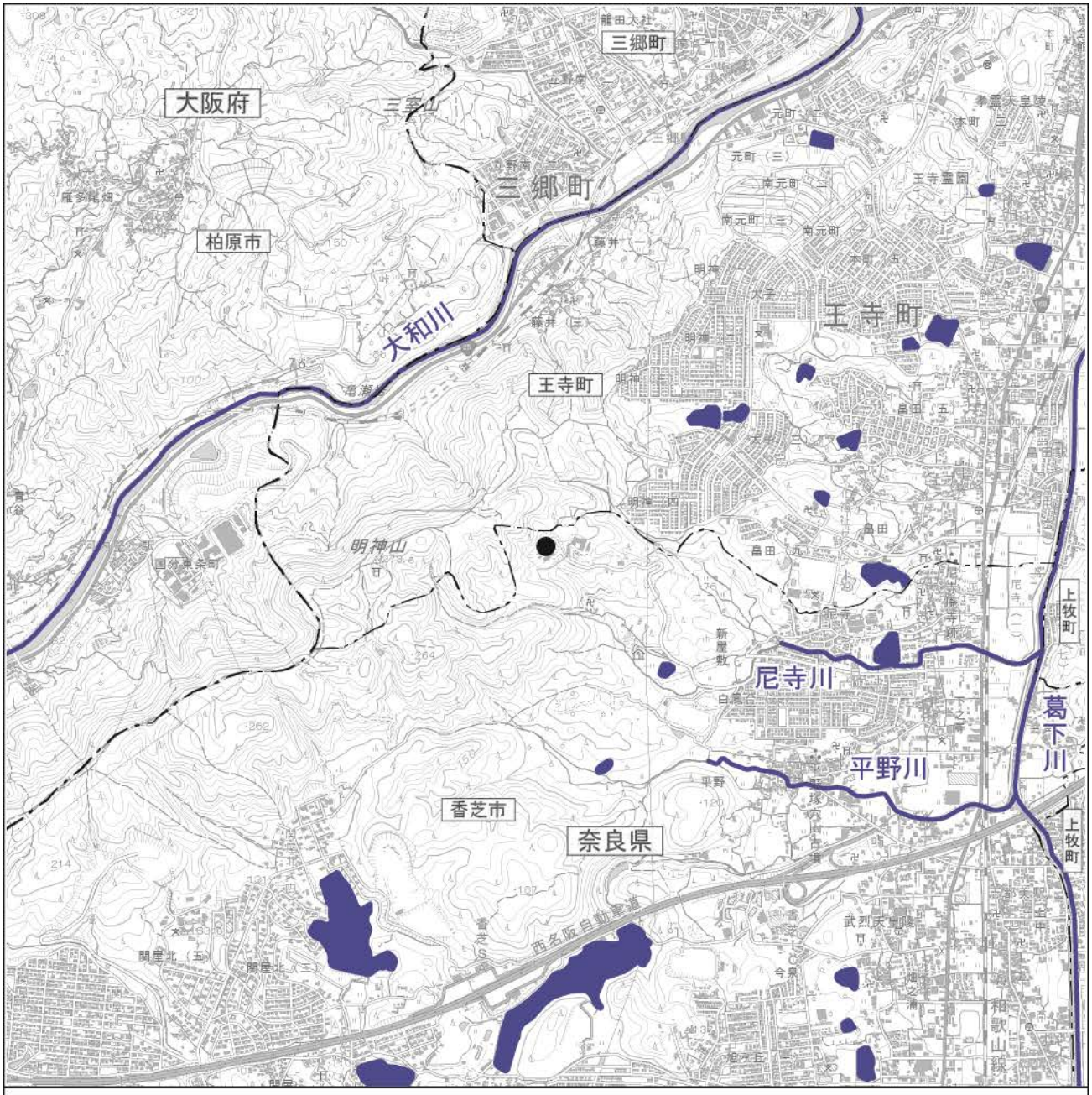

凡　例

●　：事業計画地

-·-·-　：府県界

-··-··　：市町界

図 2.1-5　流入河川の位置

2) 水質の状況

事業計画地及びその周辺における水質測定点の位置は、図 2.1-6 に示すとおりである。平成 26 年度に大和川中流の河川の水質測定点で、水素イオン濃度、溶存酸素量、生物化学的酸素要求量等の測定が行われている。

(1) 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目・河川）

生活環境の保全に関する項目（生活環境項目・河川）の水質の測定結果は表 2.1-12 に示すとおりであり、事業計画地及びその周辺では、大和川中流の河川において平成 26 年度に測定が行われている。当測定点では、生活環境項目では C 類型の環境基準に、水生生物保全項目では生物 B に指定されており、測定値は環境基準を達成している。

表 2.1-12(1)　水質の測定結果(生活環境項目・河川)

河川名	測定点名	類型	水素イオン濃度 [pH]			溶存酸素量[DO] (mg/L)				生物化学的酸素要求量[BOD] (mg/L)					
													日間平均値		
			最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	中央値	75%値
大和川中流	藤井	C	7.7	8.0	0/12	7.7	11	0/12	9.5	1.5	3.9	0/12	2.5	2.5	2.9

注1) 環境基準の類型は、表 2.2-18(2)を参照。
注2) m/n の m は環境基準値を超える検体数を、n は総検体数を示す。また、m が-の時は、環境基準がないことを示す。
注3) 生物化学的酸素要求量(BOD)の 75%値とは、n 個の日間平均値を小さいものから順に並べたときの(0.75×n)番目にくる値である。
出典：「平成 26 年度　環境調査報告書（水質編）」（奈良県ホームページ）

表 2.1-12(2)　水質の測定結果(生活環境項目・河川)

河川名	測定点名	類型	浮遊物質量[SS] (mg/L)				大腸菌群数 (MPN/100mL)			
			最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
大和川中流	藤井	C	4	21	0/12	9	－	－	－	－

注1) 環境基準の類型は、表 2.2-18(2)を参照。
注2) m/n の m は環境基準値を超える検体数を、n は総検体数を示す。また、m が-の時は、環境基準がないことを示す。
出典：「平成 26 年度　環境調査報告書（水質編）」（奈良県ホームページ）

表 2.1-12(3)　水質の測定結果(全窒素全燐・河川)

河川名	測定点名	類型	全窒素 (mg/L)				全燐 (mg/L)			
			最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
大和川中流	藤井	－	2	5	-/12	3.4	0.37	0.79	-/12	0.52

注1) －は、類型指定がないことを示す。
注2) m/n の m は環境基準値を超える検体数を、n は総検体数を示す。また、m が-の時は、環境基準がないことを示す。
注3) その他の－は、調査が実施されていないことを示す。
出典：「平成 26 年度　環境調査報告書（水質編）」（奈良県ホームページ）

表 2.1-12(4)　水質の測定結果(水生生物保全項目・河川)

河川名	測定点名	類型	全亜鉛[T-Zn] (mg/L)				ノニルフェノール (mg/L)				LAS (mg/L)			
			最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
大和川 中流	藤井	生物 B	0.007	0.017	0/12	0.012	<0.00006	<0.00006	0/4	<0.00006	<0.002	0.014	0/4	0.005

注1) 環境基準の類型は、表 2.2-18(3)を参照。また、－は、類型指定がないことを示す。
注2) m/n の m は環境基準値を超える検体数を、n は総検体数を示す。また、m が-の時は、環境基準がないことを示す。
注3) その他の－は、調査が実施されていないことを示す。
出典:「平成 26 年度　環境調査報告書（水質編)」(奈良県ホームページ)

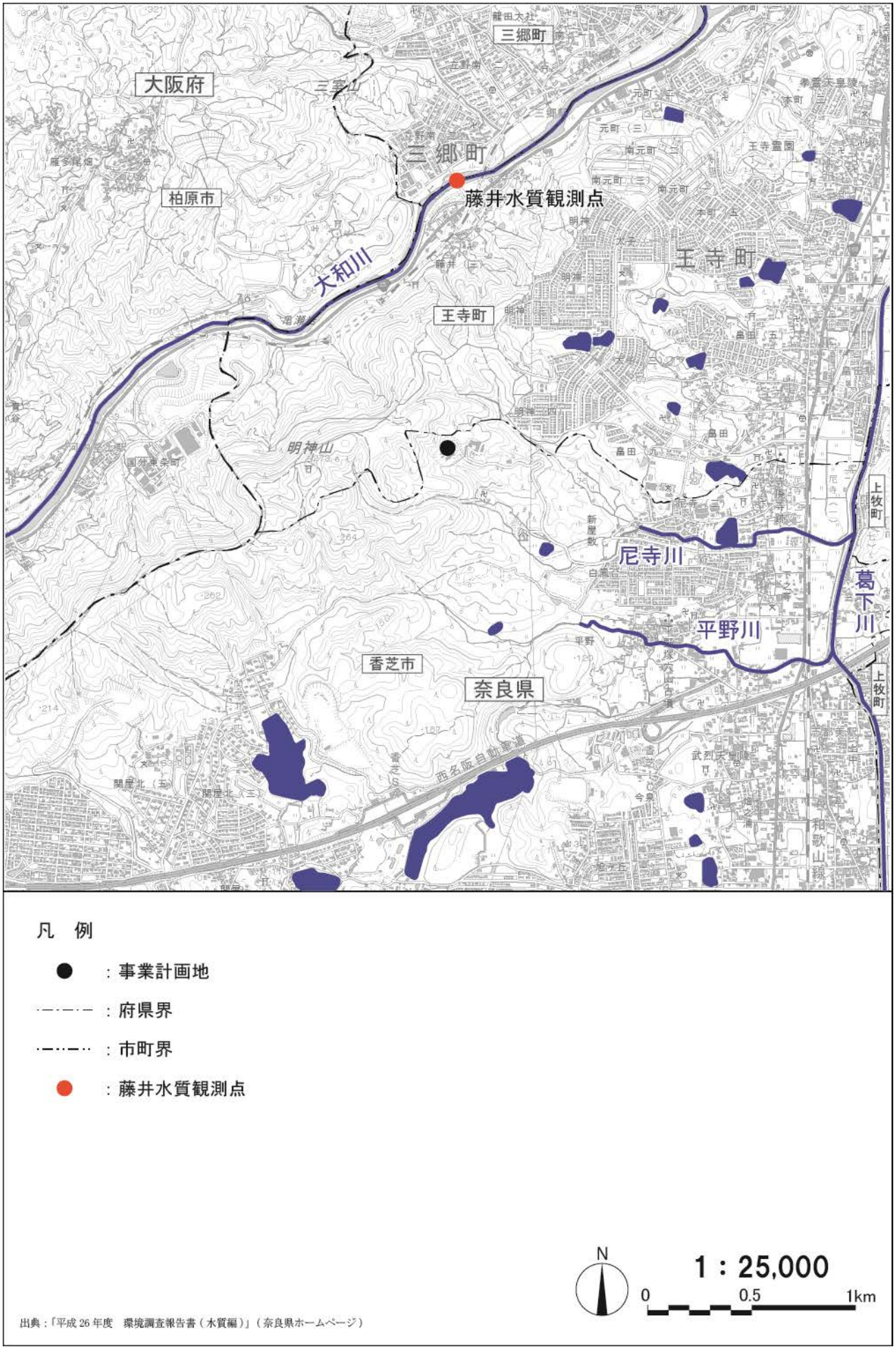

出典：「平成 26 年度　環境調査報告書（水質編）」（奈良県ホームページ）

図 2.1-6　水質測定点の位置（河川）

(2) 人の健康の保護に関する項目(健康項目・河川)

人の健康の保護に関する項目(健康項目・河川)の水質の測定結果は表 2.1-13 に示すとおりであり、事業計画地及びその周辺では、大和川中流の河川において平成 26 年度に測定が行われている。

当測定地点では、すべての項目で環境基準を達成している。

表 2.1-13　水質の測定結果(健康項目・河川)

単位：mg/L

河川名	大和川中流	m/n	環境基準
測定点名	藤井		
物質名	最大値		
カドミウム	< 0.0003	0/4	0.003 以下
全シアン	N	0/4	検出されないこと
鉛	< 0.002	0/12	0.01 以下
六価クロム	< 0.01	0/4	0.05 以下
砒素	0.001	0/4	0.01 以下
総水銀	< 0.0005	0/4	0.0005 以下
アルキル水銀	－	－	検出されないこと
PCB	N	0/1	検出されないこと
ジクロロメタン	< 0.0002	0/4	0.02 以下
四塩化炭素	< 0.0002	0/4	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	< 0.0002	0/4	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	< 0.0002	0/4	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.0002	0/4	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	< 0.0002	0/4	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0002	0/4	0.006 以下
トリクロロエチレン	< 0.0002	0/4	0.01 以下
テトラクロロエチレン	< 0.0002	0/4	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	< 0.0004	0/1	0.002 以下
チウラム	< 0.001	0/1	0.006 以下
シマジン	< 0.0003	0/1	0.003 以下
チオベンカルブ	< 0.002	0/1	0.02 以下
ベンゼン	< 0.0002	0/4	0.01 以下
セレン	< 0.002	0/4	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3.9	0/12	10 以下
ふっ素	0.1	0/4	0.8 以下
ほう素	0.07	0/4	1 以下
1,4-ジオキサン	0.007	0/2	0.05 以下

注1) m/n の m は環境基準値を超える検体数を、 n は総検体数を示す。
注2) N は、定量限界を下回っていることを示す。
注3) －は、調査が実施されていないことを示す。
出典：「平成 26 年度　環境調査報告書（水質編）」（奈良県ホームページ）

(3) ダイオキシン類（河川）

水質の測定結果(ダイオキシン類・河川)は表 2.1-14 に示すとおりであり、事業計画地及びその周辺では、大和川中流の河川において平成 26 年度に測定が行われている。

当測定地点では、環境基準を達成している。

表 2.1-14　水質の測定結果(ダイオキシン類・河川)(平成 26 年度)

水域名 (河川名等)	測定点名 〈調査実施主体〉	測定値 (pg-TEQ/L)	適否
大和川水系 (大和川)	藤井 〈国土交通省〉	0.44	○

注1)適否の○は、環境基準(1pg-TEQ/L 以下)適合を示す。
出典：「平成 26 年度　環境調査報告書（ダイオキシン類編)」(奈良県ホームページ)

3) 水質汚濁に係る苦情の発生状況

平成 25 年度の水質汚濁に係る苦情の発生状況は、香芝市で 2 件、王寺町で 0 件となっている。

出典：「平成 27 年度版　環境白書 2015」(奈良県ホームページ)

第2節　社会的状況

2.1　人口及び産業の状況

1)　人口の状況

香芝市、王寺町及び奈良県の平成 27 年における人口、人口密度、世帯数及び面積の現況は表 2.2-1、平成 23～27 年における人口の推移は表 2.2-2、平成 27 年における人口動態は表 2.2-3 に示すとおりである。

平成 27 年 10 月 1 日現在における香芝市の人口は 77,774 人、世帯数が 29,871 世帯となっており、奈良県全体に対してそれぞれ 5.7%、5.1%となっている。王寺町における人口は22,953 人、世帯数が 9,877 世帯となっており、奈良県全体に対してそれぞれ 1.7%、1.7%を占めている。

また、人口の推移及び人口動態は、香芝市及び王寺町は、微増傾向にあるが奈良県全体としては減少傾向にある。

表 2.2-1　人口、人口密度及び世帯数の現況（平成 27 年）

項目 / 県・市町	人口（人）			人口密度（人/km²）	世帯数（世帯）	面積（km²）
	総数	男	女			
香芝市	77,774	37,236	40,538	3,205.9	29,871	24.26
王寺町	22,953	10,825	12,128	3,274.3	9,877	7.01
奈良県	1,369,362	646,058	723,304	371.0	583,479	3,690.94

注)人口及び世帯数は、平成 27 年 10 月 1 日現在の値を示す。
出典：「平成 27 年度　奈良県統計年鑑」（平成 28 年 7 月、奈良県）

表 2.2-2　人口の推移（平成 23～27 年）

単位：人

項目 / 県・市町	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
香芝市	76,065	76,695	77,213	77,603	77,774
王寺町	22,285	22,350	22,512	22,715	22,953
奈良県	1,395,687	1,389,690	1,383,549	1,376,466	1,369,362

注)各年 10 月 1 日現在の値を示す。
出典：「平成 27 年度　奈良県統計年鑑」（平成 28 年 7 月、奈良県）及び過去 4 ヵ年の同書

表 2.2-3　人口動態（平成 27 年）

単位：人

項目 / 県・市町	自然増減			社会増減			純増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
香芝市	785	588	197	2,831	2,857	−26	171
王寺町	250	176	74	1,194	1,030	164	238
奈良県	9,984	14,098	−4,114	47,428	50,418	−2,990	−7,104

注1) 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日の値である。
注2) 転入、転出には、その他の増減（国籍変更等）を含む。
注3) 自然増減率は自然増減数÷平成 26 年 10 月 1 日現在人口×100 で算出した。
出典：「推計人口調査」（奈良県ホームページ）

2) 産業の状況

(1) 産業構造及び産業配置

香芝市、王寺町及び奈良県の平成 26 年における産業大分類別就業者数は、表 2.2-4 に示すとおりである。

香芝市では総就業者数 18,432 人に対して、第 3 次産業が 14,285 人（総数の約 78%）と最も多くなっている。王寺町では総就業者数 8,123 人に対して、第 3 次産業が 6,800 人（総数の約 84%）と最も多くなっている。

また、奈良県の総就業者数は 486,777 人であり、香芝市はその 3.8%を、王寺町はその 1.7%を、それぞれ占めている。

表 2.2-4　産業大分類別就業者数（平成 26 年）

単位：人

項目 / 県・市町	総就業者数	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	分類不能の産業
香芝市	18,432	22	3,459	14,285	666
王寺町	8,123	－	895	6,800	817
奈良県	486,777	1,264	95,082	359,454	30,977

注 1)平成 26 年 7 月 1 日現在

注 2)産業は第 1 次、第 2 次、第 3 次産業に分けられ、さらに日本標準産業分類に基づき次のように区分される。

第 1 次産業…農業、林業、漁業

第 2 次産業…鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業

第 3 次産業…電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されるものを除く）

出典：「労働・就業の状態に関する用語」（総務省統計局ホームページ）
「平成 27 年度　奈良県統計年鑑」（平成 28 年 7 月、奈良県）

(2) 生産量及び生産額等

a) 農業

香芝市、王寺町及び奈良県の平成 22 年における農家数は、表 2.2-5 に示すとおりである。

香芝市では農家総数 699 戸に対して、自給的農家が 485 戸（総数の約 69%）である。

王寺町では農家総数 126 戸に対して、自給的農家が 99 戸（総数の約 79%）である。

また、奈良県の農家の総数は 28,563 戸であり、香芝市はその 2.4%、王寺町はその 0.4%を、それぞれ占めている。

表 2.2-5　農家数（平成 22 年）

単位：戸

項目 / 県・市町	総数	自給的農家	販売農家				
			専業	兼業			合計
				小計	第 1 種兼業	第 2 種兼業	
香芝市	699	485	21	193	15	178	214
王寺町	126	99	7	20	1	19	27
奈良県	28,563	13,523	2,987	12,053	1,419	10,634	15,040

注 1)平成 22 年 2 月 1 日現在の値である。
注 2)自給的農家とは経営耕地面積が 30 a 未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家を示す。
注 3)販売農家とは経営耕地面積が 30 a 以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家を示す。
注 4)第 1 種兼業とは農業所得を主とする兼業農家を、第 2 種兼業とは農業所得を従とする兼業農家を示す。
出典：「農家に関する統計」（農林水産省ホームページ）
「平成 27 年度　奈良県統計年鑑」（平成 28 年 7 月、奈良県）

香芝市、王寺町及び奈良県の平成 22 年における経営耕地面積は、表 2.2-6 に示すとおりである。香芝市では経営耕地の総面積 12,291a に対して、田が 11,545a（総面積の約 94%）、王寺町では経営耕地の総面積 1,370a に対して、田が 1,240a（総面積の約 91%）、

また、奈良県の経営耕地の総面積は 1,276,960a であり、香芝市はその約 1.0%、王寺町はその約 0.1%を、それぞれ占めている。

表 2.2-6　経営耕地面積（平成 22 年）

単位：a

項目 / 県・市町	総数	田	畑	樹園地
香芝市	12,291	11,545	552	194
王寺町	1,370	1,240	114	16
奈良県	1,276,960	938,565	103,293	235,102

注)平成 22 年 2 月 1 日現在の値である。
出典：「平成 27 年度　奈良県統計年鑑」（平成 28 年 7 月、奈良県）

b）製造業

香芝市、王寺町及び奈良県の平成 25 年における製造業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は、表 2.2-7 に示すとおりである。

香芝市の事業所数は 109 所、従業者数は 2,110 人、製造品出荷額等は 3,426,097 万円であり、それぞれ奈良県全体の約 5.0%、3.4%、1.9%を占めている。王寺町の事業所数は 18 所、従業者数は 527 人、製造品出荷額等は 837,148 万円であり、それぞれ奈良県全体の 0.8%、0.8%、0.5%を占めている。

表 2.2-7　製造業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等（平成 25 年）

項目 県・市町	事業所数 （所）	従業者数 （人）	製造品出荷額等 （万円）
香芝市	109	2,110	3,426,097
王寺町	18	527	837,148
奈良県	2,192	62,725	184,819,517

注)平成 25 年 12 月 31 日現在の従業者 4 人以上の事業所の値を示す。
出典：「平成 27 年度　奈良県統計年鑑」（平成 28 年 7 月、奈良県）

c）商業

香芝市、王寺町及び奈良県の平成 26 年における商業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額は、表 2.2-8 に示すとおりである。

香芝市の事業所数は 318 所、従業者数は 2,839 人、年間商品販売額は 5,478,121 万円であり、それぞれ奈良県全体の約 3.4%、4.1%、3.0%を占めている。王寺町の事業所数は 167 所、従業者数は 1,180 人、年間商品販売額は 2,297,021 万円であり、それぞれ奈良県全体の 1.8%、1.7%、1.2%を占めている。

表 2.2-8　商業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額（平成 26 年度）

項目 県・市町	事業所数 （所）	従業者数 （人）	製造品出荷額等 （万円）
香芝市	318	2,839	5,478,121
王寺町	167	1,180	2,297,021
奈良県	9,351	68,911	184,293,767

注)事業所数、従業者数、年間商品販売額は、平成 26 年 7 月 1 日現在の値を示す。
出典：「平成 27 年度　奈良県統計年鑑」（平成 28 年 7 月、奈良県）

2.2　土地利用の状況

1)　土地利用状況

香芝市、王寺町及び奈良県の平成 27 年における土地利用区分別の面積は表 2.2-9 に示すとおりである。

土地利用区分別の面積は、香芝市では宅地が 7,104 千 m^2（総面積の約 50%）と最も多く、次いで山林が 2,890 千 m^2（総面積の約 20%）となっている。王寺町では宅地が 1,887 千 m^2（総面積の約 49%）と最も多く、次いで山林が 1,067 千 m^2（総面積の約 28%）となっている。

表 2.2-9　土地利用区分別面積（平成 27 年）

単位：千 m^2

県・市町 / 項目	香芝市	王寺町	奈良県
総面積	14,237	3,830	1,376,511
田	2,869	404	187,390
畑	463	178	79,919
宅地	7,104	1,887	152,211
鉱泉地	－	－	－
池沼	－	－	10,535
山林	2,890	1,067	877,975
牧場・原野	－	2	16,638
雑種地（鉄軌道用地含む）	321	174	24,717
その他（課税分無）	590	119	27,125

注1）地目別面積は平成 27 年 1 月 1 日現在の数値である。
注2）原野には牧場を含む
注3）池沼には鉱泉地を含む
出典：「平成 27 年度　奈良県統計年鑑」（平成 28 年 7 月、奈良県）

2) 土地利用規制の状況

香芝市、王寺町及び奈良県の平成 27 年における用途地域別の面積は表 2.2-10 に、「都市計画法」に基づく用途地域の指定状況は図 2.2-1 に示すとおりである。香芝市の用途地域別の面積は、第 1 種住居地域が 637.6ha（合計の 51%）と最も多く、次いで第 1 種中高層住居専用地域が 276.4ha（合計の 22%）となっている。王寺町では第 1 種低層住居専用地域が 244.5ha（合計の 55%）と最も多く、次いで第 1 種住居地域が 79.1ha（合計の 18%）となっている。

なお、事業計画地は用途地域の指定はない。

表 2.2-10　用途地域別面積（平成 27 年）

単位：ha

県・市町 / 項目	香芝市	王寺町	奈良県
合　計	1,243.9	447.1	21,247.4
第 1 種低層住居専用地域	126.4	244.5	5,752.2
第 2 種低層住居専用地域	－	－	24.7
第 1 種中高層住居専用地域	276.4	38.9	2,872.8
第 2 種中高層住居専用地域	12.1	4.5	212.3
第 1 種住居地域	637.6	79.1	7,766.4
第 2 種住居地域	－	－	250.9
準住居地域	13.3	8.8	175.0
近隣商業地域	49.9	12.2	814.3
商業地域	31.7	41.0	882.2
準工業地域	96.5	9.3	1,779.2
工業地域	－	8.8	560.5
工業専用地域	－	－	156.9

注 1)平成 27 年 4 月 1 日現在の値である。
注 2)合計は、四捨五入の関係で内訳の合計と一致しないことがある。
注 3)用途地域の区分は以下のとおりである。
第 1 種低層住居専用地域：低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するための地域
第 2 種低層住居専用地域：主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するための地域
第 1 種中高層住居専用地域：中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するための地域
第 2 種中高層住居専用地域：主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するための地域
第 1 種住居地域：住居の環境を保護するための地域
第 2 種住居地域：主として住居の環境を保護するため定める地域
準住居地域：道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するための地域
近隣商業地域：近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するための地域
商業地域：主として商業その他の業務の利便を増進するための地域
準工業地域：主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するための地域
工業地域：主として工業の利便を増進するための地域
工業専用地域：工業の利便を増進するための地域

出典：「都市計画法」（昭和 43 年 6 月、法律第 100 号）
「平成 27 年度　奈良県統計年鑑」（平成 28 年 7 月、奈良県）

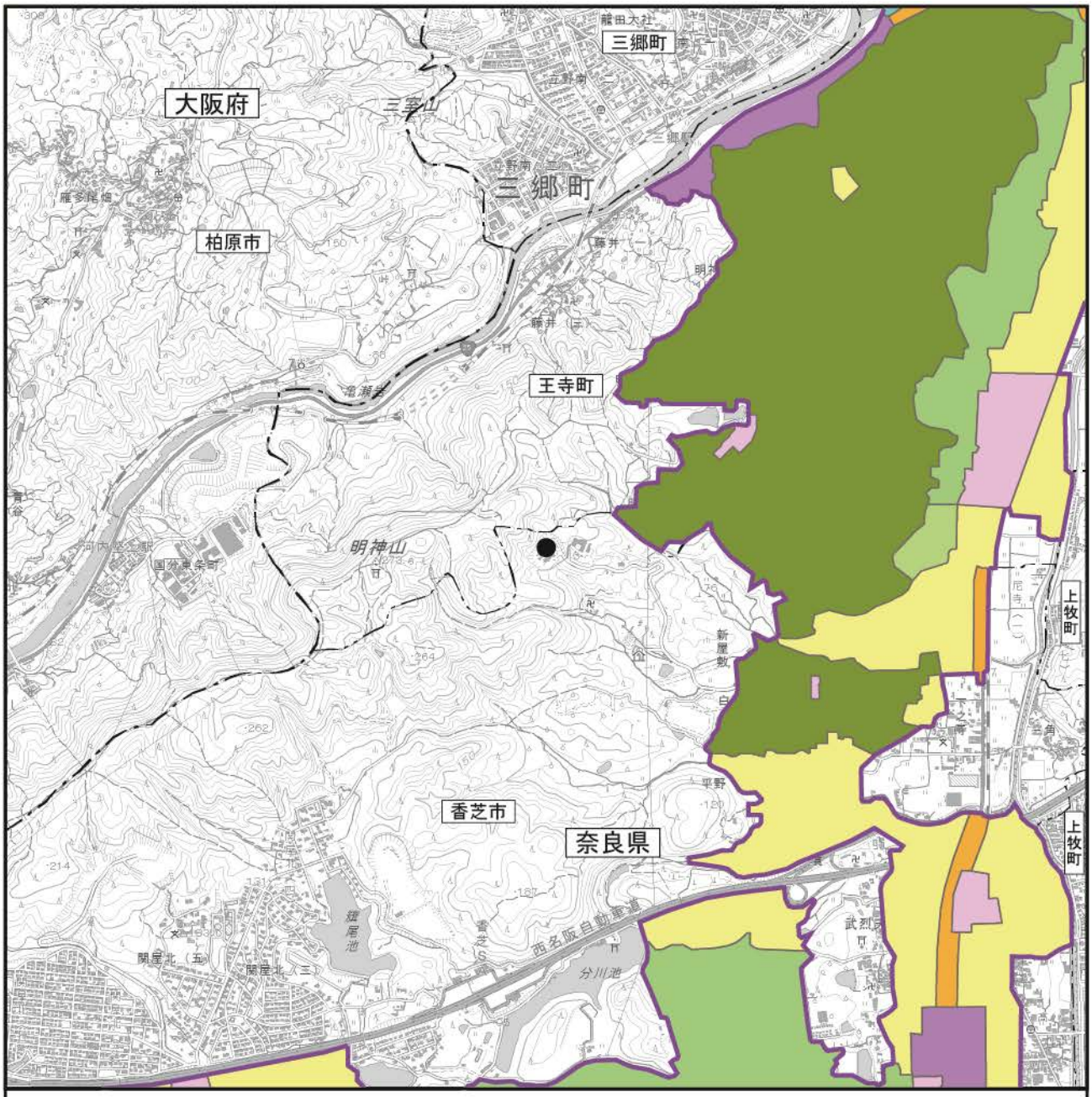

出典：「区域総括図」（平成25年11月、香芝市）
「王寺町都市計画図」（平成27年3月、王寺町）

図 2.2-1　用途地域の指定状況

2.3　河川及びため池等の利用並びに地下水の利用の状況

1)　河川及びため池等の利用状況

事業計画地及びその周辺の主な河川は、前出の図 2.1-5 のとおりであり、事業計画地西側に大和川、東側に葛下川があり、そこに尼寺川、平野川が流入する。

事業計画地西側に位置する大和川は、大和川水域河川漁業共同組合の漁業権が設定されている。

2)　地下水の利用状況

奈良県では、地下水採取規制等について、条例等で規制されていない。また、工業用水法の指定地域にも指定されていない。

なお、香芝市、王寺町では、地下水採取規制等に関する条例は制定されていない。

2.4　交通の状況

事業計画地及びその周辺における主要な交通網及び道路交通量測定点の測定結果は表2.2-11に、各観測地点の位置は図2.2-2に示すとおりである。

主要な道路としては、西名阪自動車道、幹線道路として一般国道25号、一般国道168号等がある。

表2.2-11　道路交通量の測定結果（平成22年度）

調査区間番号	路線名	交通量観測地点地名	昼間12時間			夜間12時間		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
40	西名阪自動車道	香芝IC～柏原IC	33,202	10,987	44,189	44,686	19,215	63,901
10870	一般国道168号	香芝市尼寺	13,196	874	14,070	17,521	1,333	18,854
41230	香芝インター線	香芝市今泉	11,846	571	12,417	15,236	906	16,142
60950	上中下田線	香芝市上中	1,356	34	1,390	1,735	72	1,807
10360	一般国道25号	北葛城郡王寺町藤井	9,590	1,560	11,150	14,337	2,454	16,791
60860	王寺三郷斑鳩線	－	365	8	373	480	20	500
60930	山陵王寺線	北葛城郡王寺町本町2丁目	400	16	416	527	30	557
60940	畠田藤井線	北葛城郡王寺町本町5丁目	3,901	63	3,964	5,120	192	5,312

注1)調査区間番号は、図2.2-2を参照。

出典：「平成22年度全国道路・街路交通情報調査（道路交通センサス）一般交通量調査」
（平成23年9月、国土交通省）

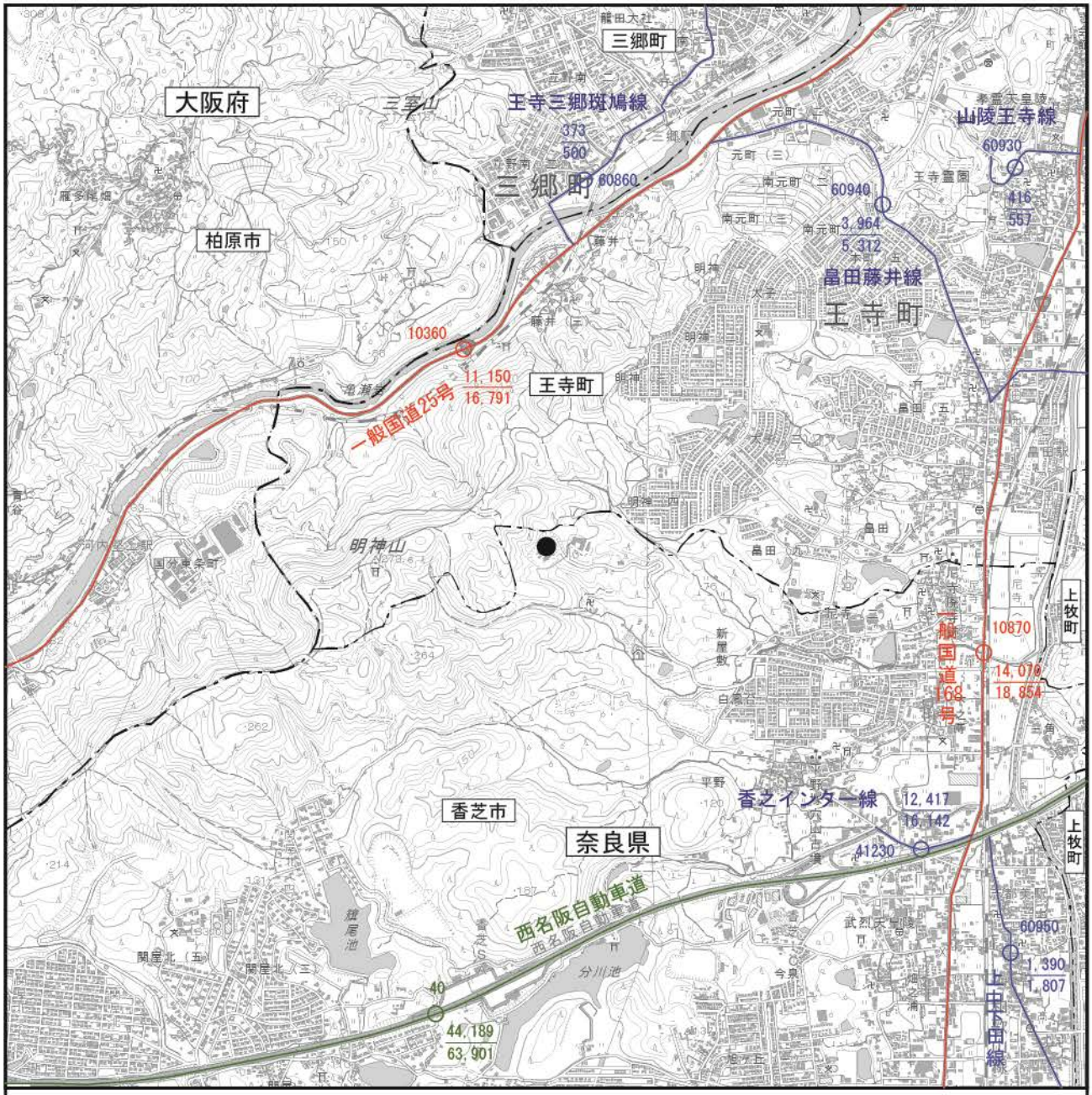

凡　例

●　：事業計画地

-·-·-　：府県界

-·-··-　：市町界

○　：交通量調査地点

0,000 / 0,000　：上段：平日交通量（12時間）
下段：平日交通量（24時間）

N

1：25,000

0　0.5　1km

出典：「平成22年度道路交通センサス交通量図　奈良県(平日)」
(近畿地方整備局ホームページ)

図 2.2-2　主要な交通網及び道路交通量測定点の位置

2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

事業計画地及びその周辺における教育施設の一覧は表 2.2-12、位置は、図 2.2-3 に示すとおりである。

社会福祉施設等の一覧は表 2.2-13、位置は図 2.2-4 に示すとおりである。

表 2.2-12　環境の保全についての配慮が特に必要な施設（教育施設）

市町	区分	番号	名称	住所
香芝市	幼稚園	1	志都美幼稚園	香芝市今泉 78
		2	関屋幼稚園	香芝市関屋北 5-6-4
		3	ハルナ幼稚園	香芝市上中 1176-1
		4	旭ケ丘幼稚園	香芝市旭ケ丘 3-11-1
	小学校	1	志都美小学校	香芝市今泉 104-1
		2	関屋小学校	香芝市関屋北 5-7-1
		3	旭ケ丘小学校	香芝市旭ケ丘 3-1-3
王寺町	幼稚園	5	王寺幼稚園	王寺町本町 5-4-1
		6	王寺南幼稚園	王寺町明神 2-12-1
	小学校	4	王寺小学校	王寺町本町 2-6-16
		5	王寺南小学校	王寺町太子 2-1-30
	中学校	1	王寺中学校	本町 1 丁目 20-45
		2	王寺南中学校	王寺町畠田 9-1703
	高等学校	1	王寺工業高等学校	王寺町本町 3-6-1

注 1)番号は、図 2.2-3 を参照。
注 2)教育施設は学校教育法（昭和 22 年 3 月、法律第 26 号）第 1 条に規定する学校について整理した。
出典：「奈良県の公立学校」（奈良県教育委員会ホームページ）
「幼稚園」（香芝市ホームページ）
「幼稚園・小中学校」（王寺町ホームページ）

表 2.2-13　環境の保全についての配慮が特に必要な施設（社会福祉施設等）

市町	区分	番号	名称	住所
香芝市	保育園	1	あけぼの・保育学院	香芝市関屋北 5-8-22
		2	関屋保育園	香芝市関屋 396
		3	志都美保育園	香芝市今泉 382
	病院	1	関屋病院	香芝市関屋北 5-11-1
	特別養護老人ホーム	1	大和園白鳳	香芝市尼寺 594-2

注 1)番号は、図 2.2-4 を参照。
注 2)保育園は児童福祉法(昭和 22 年 12 月、法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所について整理した。
注 3)病院は医療法（昭和 23 年 7 月、法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するものを整理した。
注 4)社会福祉施設は老人福祉法（昭和 38 年 7 月、法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームについて整理した。
出典：「高齢者福祉施設等の概要」（奈良県ホームページ）
「保育所」（香芝市ホームページ）
「市内医院・診療所」（香芝市ホームページ）

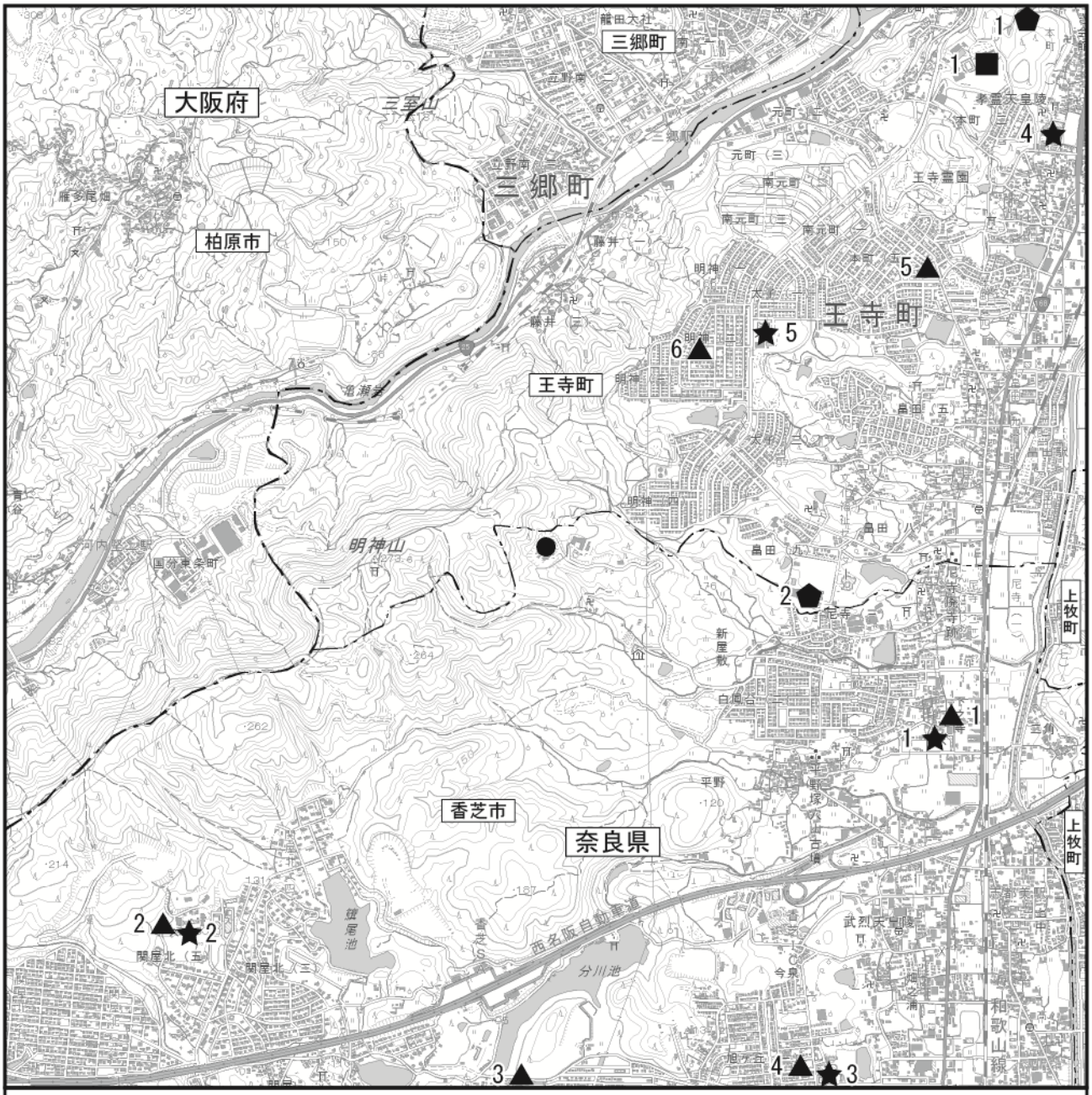

図 2.2-3　環境の保全についての配慮が特に必要な施設（教育施設）

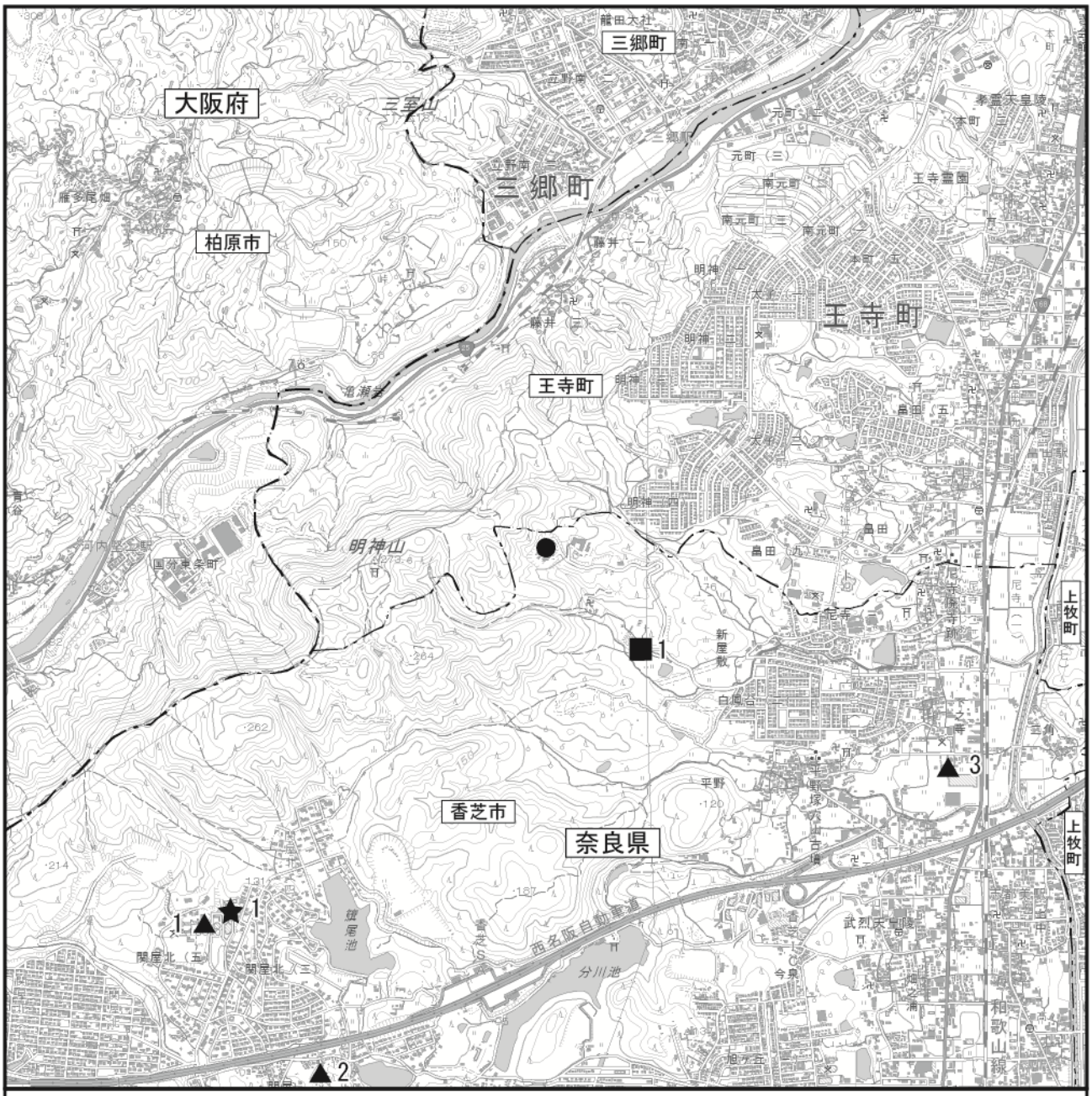

凡　例

●　：事業計画地

-·-·-·-　：府県界

-·-·-··　：市町界

▲　：保育所

★　：病院

■　：特別養護老人ホーム

出典：「高齢者福祉施設等の概要」（奈良県ホームページ）
「保育所」（香芝市ホームページ）
「市内医院・診療所」（香芝市ホームページ）

N

1：25,000

0　0.5　1km

図 2.2-4　環境の保全についての配慮が特に必要な施設（社会福祉施設等）

2.6　下水道の整備状況

香芝市、王寺町及び奈良県の平成 27 年度末における下水道の概要は、表 2.2-14 に示すとおりである。

下水道普及率は、香芝市では 66.9%、王寺町では 96.8%、奈良県では 78.9%となっている。

表 2.2-14　関係市町における下水道普及率と生活排水処理率

単位：%

項目 / 県・市町	下水道普及率	水洗化率
香芝市	66.9	92.9
王寺町	96.8	94.4
奈良県合計	78.9	90.9

注)平成 27 年度末データ

出典：「下水道普及率（各年データ)」(奈良県ホームページ)

2.7　廃棄物の状況

香芝市及び王寺町のごみ排出の推移は、表 2.2-15 に示すとおりである。

香芝市は、生活系のごみが約 19,700t、事業系ごみ約 5,500t でほぼ横ばいで推移している。

王寺町は、生活系のごみが約 6,400t、事業系ごみが約 2,200t でほぼ横ばいで推移している。

表 2.2-15(1)　香芝市のごみ排出の推移

単位：t

項目＼年度			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活系			19,778	19,745	19,609	19,528	19,790
	燃えるごみ		15,049	15,454	15,429	15,561	15,809
	燃えないごみ		766	717	708	675	675
	粗大ごみ		55	51	50	48	48
	カン		193	202	198	198	209
		スチール	104	114	111	104	114
		アルミ	88	87	86	93	94
		小中学校回収アルミ	1	1	1	1	1
	ビン		552	532	544	533	532
	古紙類		654	561	470	406	479
		新聞	333	265	183	162	231
		雑誌	215	200	180	142	149
		ダンボール	106	96	107	102	99
	有害資源ごみ		24	20	21	22	19
		廃蛍光灯	9	7	7	8	6
		廃乾電池	15	13	14	14	13
	紙パック		7	7	6	7	6
	ペットボトル		89	85	86	90	81
	白色食品トレイ		2	1	2	1	1
	集団資源回収		2,387	2,115	2,095	1,987	1,931
		新聞	1,495	1,302	1,272	1,223	1,155
		雑誌	513	460	468	432	433
		ダンボール	312	294	295	276	292
		古布	67	59	60	56	51
事務系			5,166	5,445	5,548	5,817	5,553
	燃えるごみ		5,059	5,365	5,471	5,742	5,489
	燃えないごみ		－	－	－	－	－
	粗大ごみ		78	48	52	61	57
	カン・ビン		29	32	25	14	7
ごみ排出量合計			24,944	25,190	25,157	25,345	25,343

出典：「新施設(熱回収施設･リサイクルセンター)施設基本計画書」（平成 28 年 3 月、香芝・王寺環境施設組合）

表 2.2-15(2)　王寺町のごみ排出の推移

単位：t

項目 ＼ 年度			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活系			6,244	6,545	6,473	6,460	6,443
	燃えるごみ		4,613	4,891	4,865	4,861	4,889
	燃えないごみ		180	184	175	185	168
	粗大ごみ		83	95	78	76	79
	カン		42	55	68	65	66
	ビン		152	178	174	177	174
	古紙類		149	166	160	144	157
		新聞・チラシ	77	84	76	68	70
		雑誌・カタログ	35	45	46	39	32
		ダンボール	37	37	38	37	39
		古布	－	－	－	－	16
	有害資源ごみ		8	8	8	8	8
	紙パック		3	3	2	3	2
	ペットボトル		40	38	40	41	40
	白色食品トレイ		1	1	1	1	1
	集団資源回収		973	926	902	899	859
		新聞	644	604	593	594	549
		雑誌	169	162	159	155	153
		ダンボール	108	106	101	100	110
		紙パック	4	4	4	4	4
		古布	38	40	35	35	33
		アルミカン	10	10	10	11	10
事務系			2,194	2,109	2,168	2,266	2,435
	燃えるごみ		2,095	2,069	2,116	2,212	2,379
	燃えないごみ		92	40	52	52	53
	粗大ごみ		6	0	0	2	3
	カン・ビン		1	0	0	0	0
ごみ排出量合計			8,438	8,654	8,641	8,726	8,878

出典：「新施設(熱回収施設･リサイクルセンター)施設基本計画書」（平成28年3月、香芝・王寺環境施設組合）

2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1) 公害関係法令等

(1) 環境基準等

a) 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年 11 月、法律第 91 号）に基づき、表 2.2-16 のとおり定められている。なお、各環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

表 2.2-16 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	評価方法	
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
		長期的評価	1 日平均値の年間 2％除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
		長期的評価	1 日平均値の年間 2%除外値が 10ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m^3 以下であること。	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m^3 以下であること。
		長期的評価	1 日平均値の年間 2％除外値が 0.10mg/m^3 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10mg/m^3 を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	昼間(6 時から 20 時まで)の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 日平均値の年間 98%値が 0.06ppm を超えないこと。	
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m^3 以下であること。		
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m^3 以下であること。		
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m^3 以下であること。		
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m^3 以下であること。		
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m^3 以下であること。	短期基準として、1 日平均値の年間 98%値が 35μg/m^3 以下であること。	
		長期基準として、1 年平均値が 15μg/m^3 以下であること。	

(備考)：1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月、環境庁告示第 25 号）
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月、環境庁告示第 38 号）
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月、環境庁告示第 4 号）
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月、環境省告示第 33 号）

b）騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき、表 2.2-17 のとおり定められている。事業計画地及びその周辺における類型指定の状況は、図 2.2-5 のとおりである。

表 2.2-17　騒音に係る環境基準

①道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50dB 以下	40dB 以下
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

注 1)時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
注 2)AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
注 3)A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
注 4)B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
注 5)C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

②道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

（備考）車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70dB 以下	65dB 以下

（備考）個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。

注）「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、「環境庁大気保全局長通知」（平成 10 年 9 月、環大企第 257 号）により、次のとおり定められている。

(1)「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道をいう。

(2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定することとする。

・2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
・2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月、環境庁告示第 64 号）

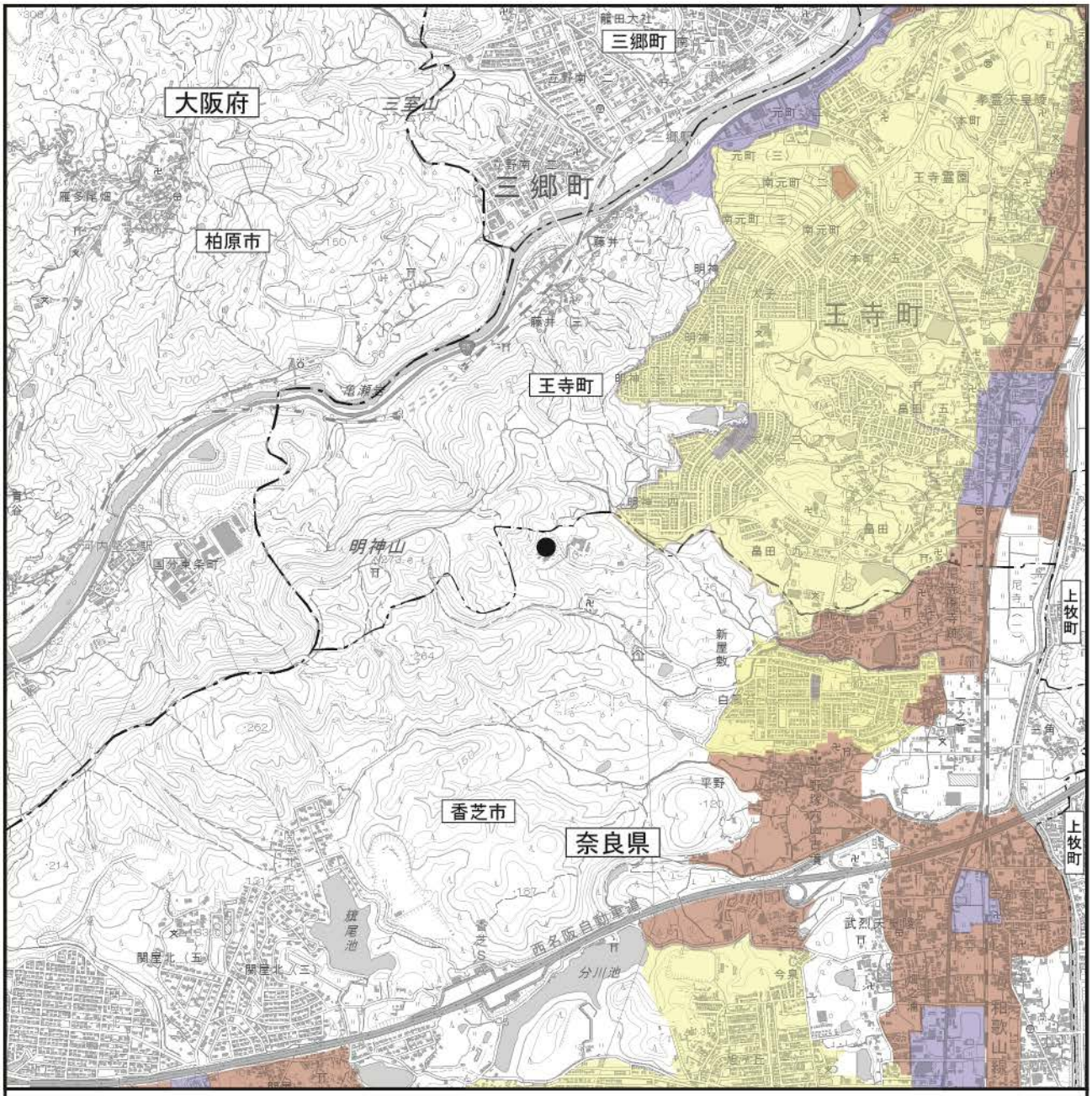

凡　例

●　：事業計画地

·—·—·—　：府県界

·—··—··　：市町界

類型の区分

：A類型

：B類型

：C類型

N

1：25,000

0　0.5　1km

出典：「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」（平成11年3月、奈良県告示第665号）
「香芝市告示第41号」（香芝市ホームページ）

図 2.2-5　環境基準の類型指定（騒音）

c）水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき、表 2.2-18 のとおり定められている。このうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、全公共用水域に、「生活環境の保全に関する環境基準」は、各公共用水域が該当する水域類型ごとに定められている。

事業計画地及びその周辺にある大和川中流及び葛下川における類型指定の状況は、図 2.2-6 に示すとおりであり、一般項目については C 類型に、なお、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の類型は大和川中流において生物 B に指定されている。

地下水についても、水質汚濁に係る環境基準が、表 2.2-19 のとおり定められている。

表 2.2-18(1)　水質汚濁に係る環境基準

①人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

（備考）1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2.「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月、環境庁告示第 59 号）

表 2.2-18(2)　水質汚濁に係る環境基準

②生活環境の保全に関する環境基準（河川・一般項目）

項目 / 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 [pH]	生物化学的酸素要求量 [BOD]	浮遊物質量 [SS]	溶存酸素量 [DO]	大腸菌群数
AA	水道 1 級・自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
A	水道 2 級・水産 1 級・水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水道 3 級・水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
C	水産 3 級・工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	
D	工業用水 2 級・農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	
E	工業用水 3 級・環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	

（備考）1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

注 1)自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2)水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3)水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用

注 4)工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

注 5)環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月、環境庁告示第 59 号）

表 2.2-18(3)　水質汚濁に係る環境基準

③生活環境の保全に関する環境基準（河川・全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

（備考）基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月、環境庁告示第 59 号）

表 2.2-19　地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

（備考）1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2.「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月、環境庁告示第 10 号）

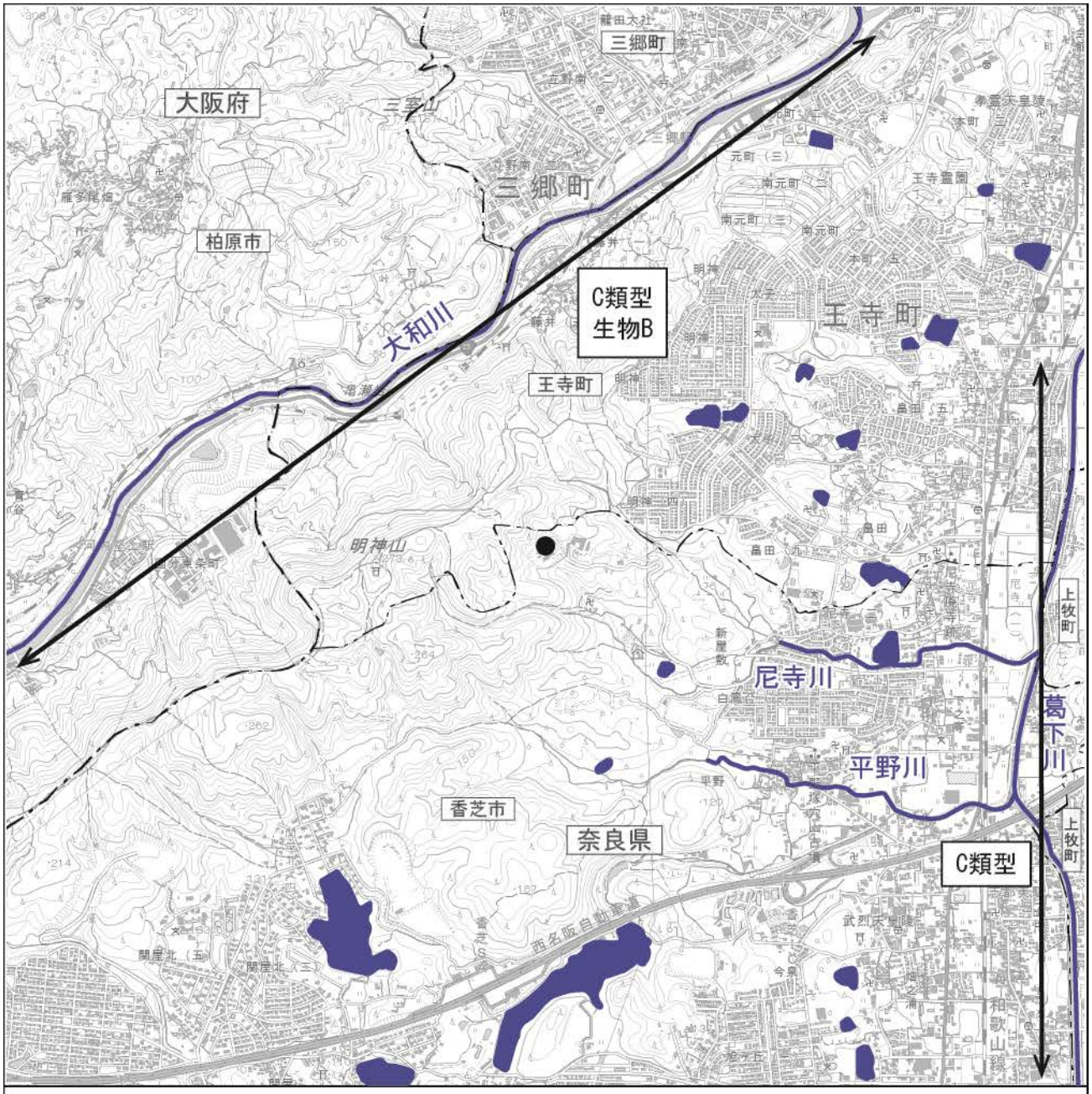

出典：「平成 26 年度　環境調査報告書（水質編）」（奈良県ホームページ）

図 2.2-6　環境基準の類型指定（河川）

d) 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき、表 2.2-20 のとおり定められている。

表 2.2-20　土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

（備考）1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

2.「検液中に検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

3. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

注）これらの環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

出典：「土壌環境基準」（平成 3 年 8 月、環境庁告示第 46 号）

e）ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月、法律第 105 号）に基づき、表 2.2-21 のとおり定められている。

表 2.2-21　ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m^3 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

（備考）1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

注 1)大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注 2)水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

注 3)水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

注 4)土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」
（平成 11 年 12 月、環境庁告示第 68 号）

(2) 規制基準等

a) 大気汚染

大気汚染に関しては、「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月、法律第 97 号）のほか「奈良県生活環境保全条例」（平成 8 年 12 月、奈良県条例第 8 号）に基づき、規制が行われている。

ｱ) 硫黄酸化物に関する基準

硫黄酸化物については、「大気汚染防止法」により、地域の区分ごとに定められた規制基準が適用されている。対象事業に適用される排出基準は以下のとおりであり、「奈良県生活環境保全条例」においても法と同じ基準が定められている。なお、事業計画地の位置する香芝市及び王寺町は、「大気汚染防止法」第 5 条の 2 第 1 項に基づく政令で定める地域に指定されており、硫黄酸化物の総量規制基準が適用される。

$$q = K \times 10^{-3} He^2$$

q ：硫黄酸化物の許容排出量(単位：温度零度･圧力 1 気圧の状態に換算した m^3 毎時)
K ：地域別に定める定数（奈良県全域：17.5）
He ：補正された排出口の高さ（煙突実高＋煙上昇高）

出典：「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月、法律第 97 号）
「大気汚染防止法施行令」（昭和 43 年 11 月、政令第 329 号）
「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年 6 月、厚生省・通商産業省令第 1 号）
「奈良県生活環境保全条例」（平成 8 年 12 月、奈良県条例第 8 号）
「奈良県生活環境保全条例施行規則」（平成 9 年 3 月、奈良県規則第 41 号）

ｲ）ばいじんに関する基準

ばいじんについては、「大気汚染防止法」に基づき、ばい煙発生施設の種類、使用燃料の種類及び規模ごとに定められた排出基準が適用される。

対象事業に適用される排出基準は、表 2.2-22 に示すとおりである。

表 2.2-22　ばいじんに係る規制基準

単位：g/m^{3}N

物質	規制対象施設	排出基準
ばいじん	廃棄物焼却炉 （焼却能力が 1 時間当たり 2000kg 以上 4000kg 未満）	0.08

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C　：ばいじんの量（g）

O_n　：施設ごとに定める排出基準（廃棄物焼却炉の場合は 12）（%）

O_s　：排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が 20%を超える場合にあっては、20%とする。）（%）

C_s　：日本工業規格 Z8808 に定める方法により測定されたばいじんの量（g）

出典：「大気汚染防止法施行令」（昭和 43 年 11 月、政令第 329 号）
「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年 6 月、厚生省・通商産業省令第 1 号）
「奈良県生活環境保全条例施行規則」（平成 9 年 3 月、奈良県規則第 41 号）

ｳ）窒素酸化物に関する基準

窒素酸化物については、「大気汚染防止法」に基づき、ばい煙発生施設の種類、使用燃料の種類及び規模ごとに定められた排出基準が適用される。対象事業に適用される窒素酸化物に係る排出基準は、表 2.2-23 に示すとおりである。

表 2.2-23　窒素酸化物に係る規制基準

単位：ppm

物質	規制対象施設	排出基準
窒素酸化物	廃棄物焼却炉 （焼却能力が 1 時間当たり 2000kg 以上 4000kg 未満）	250

注：窒素酸化物の量は、以下の式により算出されたものとする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C　：窒素酸化物の量（cm^3）
O_n　：排出ガス中の酸素の濃度（廃棄物焼却炉の場合は 12）（%）
O_s　：排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が 20%を超える場合にあっては、20%とする。）（%）
C_s　：日本工業規格 K0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を温度が零度であって圧力が 1 気圧の状態における排出ガス $1m^3$ 中の量に換算したもの（cm^3）

出典：「大気汚染防止法施行令」（昭和 43 年 11 月、政令第 329 号）
「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年 6 月、厚生省・通商産業省令第 1 号）

ｴ）自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域

香芝市及び王寺町は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年 6 月、法律第 70 号）の対策地域に指定されていない。

ｵ）ダイオキシン類に関する基準

ダイオキシン類については「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月、法律第 105 号）に基づき、ダイオキシン類発生施設の種類及び規模ごとに定められた排出基準が適用される。排出基準は表 2.2-24 に示すとおりである。

表 2.2-24　ダイオキシン類に係る排出基準

単位：ng-TEQ/m^3N

特定施設種類	施設規模 （焼却能力）	排出基準値
廃棄物焼却炉 （火床面積が $0.5m^2$ 以上、又は焼却能力が 50kg/h 以上）	4000kg/h 以上	0.1
	2000kg/h～4000kg/h	1
	2000kg/h 未満	5

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準等」（環境省ホームページ）

ｶ）塩化水素に関する基準

塩化水素については、「大気汚染防止法」に基づき、廃棄物処理施設から排出される塩化水素の排出基準が定められている。排出基準は表 2.2-25 に示すとおりである。

表 2.2-25　塩化水素に係る排出基準

単位：mg/m^{3}N

規制対象施設	排出基準
廃棄物焼却炉 （火格子面積が 2m^{2}以上又は焼却能力が 1 時間当たり 200kg 以上であるもの）	700

出典：「廃棄物焼却炉に係る塩化水素及び窒素酸化物の排出規制について」（昭和 52 年 6 月、環整 54 号）

ｷ）水銀に関する基準

水銀については、「大気汚染防止法」に基づき、水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量について、施設の種類及び規模ごとに排出基準が定められている。排出基準は表 2.2-26 に示すとおりである。

表 2.2-26　水銀に係る排出基準

単位：μg/m^{3}N

規制対象施設	排出基準
廃棄物焼却炉 （火格子面積が 2m^{2}以上又は焼却能力が 1 時間当たり 200kg 以上であるもの）	30

出典：「水銀大気排出抑制対策について」（平成 28 年 3 月、水銀大気排出抑制対策調査検討会）

b）騒音

騒音に関しては、「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月、法律第 98 号）及び「奈良県生活環境保全条例」に基づき、規制地域を指定して工場騒音、建設作業騒音、自動車騒音に対して規制等が行われている。

ｱ）工場騒音の規制基準

工場騒音については、「騒音規制法」で規定する特定工場等に対して規制が行われている。事業計画地及びその周辺における特定工場等の騒音に係る規制基準は表 2.2-27、規制区域の指定状況は図 2.2-7 に示すとおりである。

事業計画地は、「騒音規制法」の特定工場等において発生する騒音の規制基準が適用される第 2 種区域に指定されている。

表 2.2-27　特定工場等の騒音に係る規制基準

時間の区分 / 区域の区分	昼間 午前 8 時から 午後 6 時まで	朝夕 午前 6 時から午前 8 時まで 午後 6 時から午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	50dB	45dB	40dB
第 2 種区域	60dB	50dB	45dB
第 3 種区域	65dB	60dB	50dB
第 4 種区域	70dB	65dB	55dB

（備考）1. この表の区域の区分は、騒音規制法第 3 条第 1 項に基づき奈良県及び香芝市が指定する地域の区分によるものとする。
2. 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50ｍの区域内における当該基準は、この表の値から 5dB を減じた値とする。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（昭和 46 年 12 月、奈良県告示第 468 号）
「香芝市告示第 43 号」（香芝市ホームページ）

ｲ）建設作業騒音の規制基準

特定建設作業については、「騒音規制法」で規定する特定建設作業に対して規制が行われている。特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準は表 2.2-28 に示すとおりである。事業計画地は、「騒音規制法」の特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準が適用される第 2 号の区域に指定されている。

表 2.2-28　特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準

特定建設作業の種類		
1	くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜き機を除く)を使用する作業	くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m をこえない作業に限る。
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって原動機の定格出力が 15kw 以上のもの)を使用する作業	さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45m^3 以上)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200 kg以上)を設けて行う作業	モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
6	バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kw 以上のものに限る。
7	トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kw 以上のものに限る。
8	ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kw 以上のものに限る。

規制の種別	区域	規制基準
騒音の基準値	第 1 号及び第 2 号	85dB
作業時間	第 1 号	午後 7 時から翌日の午前 7 時の時間内でないこと
	第 2 号	午後 10 時から翌日の午前 6 時の時間内でないこと
1 日当たりの作業時間	第 1 号	10 時間を超えないこと
	第 2 号	14 時間を超えないこと
作業期間	第 1 号及び第 2 号	連続 6 日を超えないこと
作業日	第 1 号及び第 2 号	日曜日その他の休日でないこと

（備考）1. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。
2. 第 1 号の区域及び第 2 号の区域は、次のとおりである。
(1)第 1 号の区域
①第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、風致地区（奈良県告示第 468 号及び香芝市告示第 43 号において指定した第 3 種区域に該当する区域を除く。）、歴史的風土保存区域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（これらの地域のうち第一種区域に該当する区域を除く。）、その他の区域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
②次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 80m以内の区域
学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 7 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園
(2)第 2 号の区域
第 1 号の区域以外の区域

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」
（昭和 43 年 11 月、厚生省・建設省告示 1 号）
「騒音規制法施行令」（昭和 43 年 11 月、政令第 324 号）
「奈良県生活環境保全条例施行規則」（平成 9 年 3 月、規則第 41 号）
「騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法について」（香芝市ホームページ）

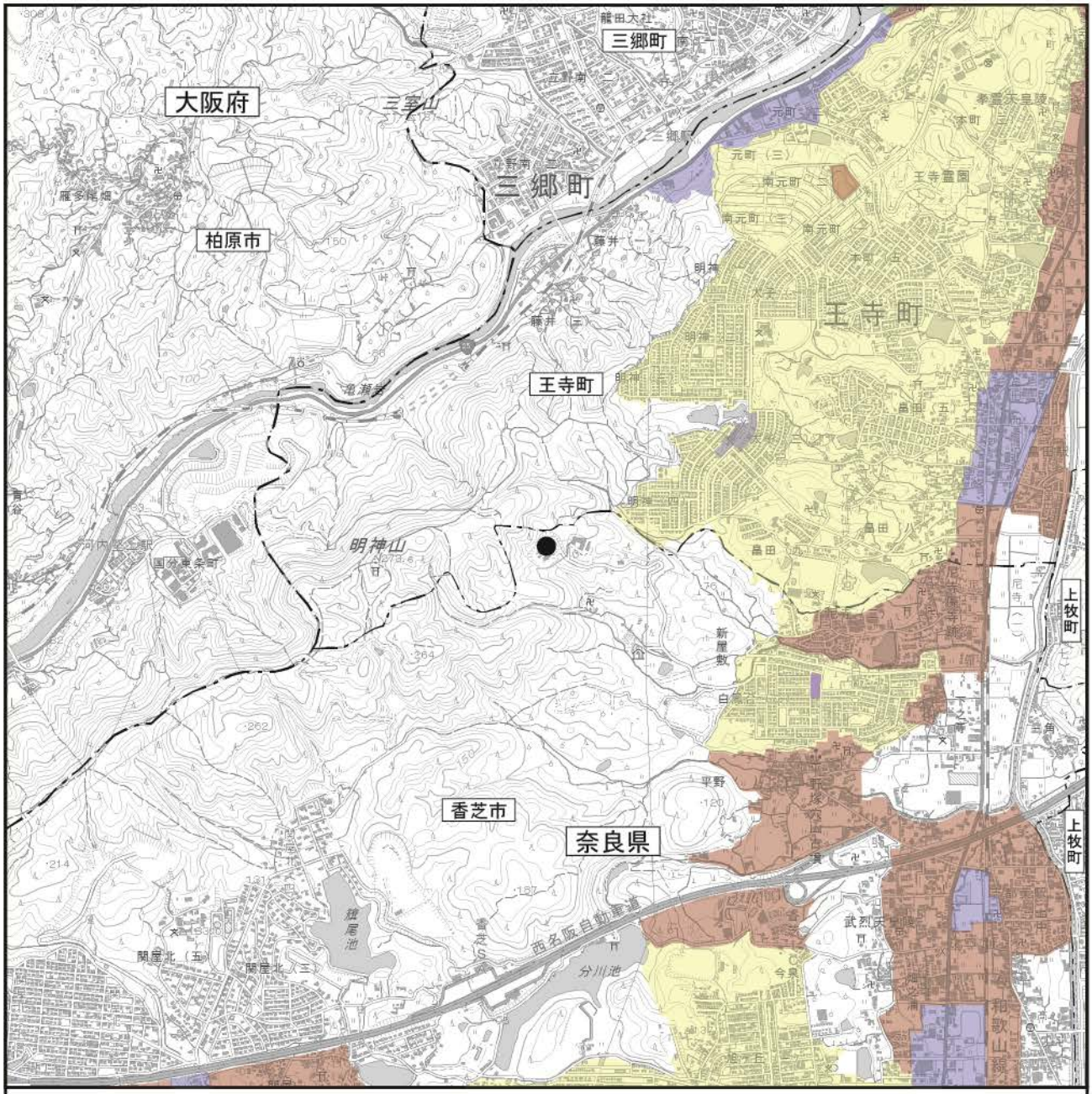

凡　例

●　：事業計画地

-·-·-　：府県界

-··-··　：市町界

区域の区分

：第1種区域

：第2種区域（上記香芝市及び王寺町内の白地を含む）

：第3種区域

：第4種区域

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制基準」
（昭和46年12月、奈良県告示第468号）
「香芝市告示第43号」（香芝市ホームページ）

N

1：25,000

0　0.5　1km

図 2.2-7　騒音の規制区域指定状況

ｳ）自動車騒音の要請限度

自動車騒音については、「騒音規制法」により要請限度が表 2.2-29 のとおり定められている。

表 2.2-29　自動車騒音の要請限度

時間の区分 / 区域の区分	昼間 午前 6 時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

（備考）1. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては 75dB、夜間においては 70dB とする。

2. a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、風致地区（奈良県告示第 468 号及び香芝市告示第 43 号において指定した第 3 種区域に該当する区域を除く。）及び歴史的風土保存区域

3. b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域（これらのうち第 1 種区域に該当する区域を除く。）及びその他の区域

4. c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 3 月、総理府令第 15 号）
「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表の備考の規定により知事が定める区域」（平成 12 年 3 月、奈良県告示第 600 号）
「香芝市告示第 45 号」（香芝市ホームページ）

c）振動

振動に関しては、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月、法律第 64 号）及び「奈良県生活環境保全条例」に基づき、規制地域を指定して工場振動、建設作業振動、道路交通振動の規制等が行われている。

ｱ）工場振動の規制基準

工場振動については、振動規制法で規定する特定工場等に対して規制が行われている。事業計画地及びその周辺における特定工場等の振動に係る規制基準は表 2.2-30、規制区域の指定状況は、図 2.2-8 のとおりである。

事業計画地は、「振動規制法」の特定工場等において発生する振動の規制区域に指定されている第 1 種区域の基準を遵守する。

表 2.2-30　特定工場等の振動に係る規制基準

時間の区分 / 区域の区分	昼間 午前 8 時から午後 7 時まで	夜間 午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	60dB	55dB
第 2 種区域	65dB	60dB

（備考）1. 第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及びその他の地域
第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
2. 次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、上表の値から 5dB 減じた値とする
a. 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校
b. 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所
c. 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
d. 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
e. 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
f. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年 11 月、環境庁告示 90 号）
「特定工場等において発生する振動の規制基準」（昭和 52 年 12 月、奈良県告示第 511 号）
「香芝市告示第47号」（香芝市ホームページ）

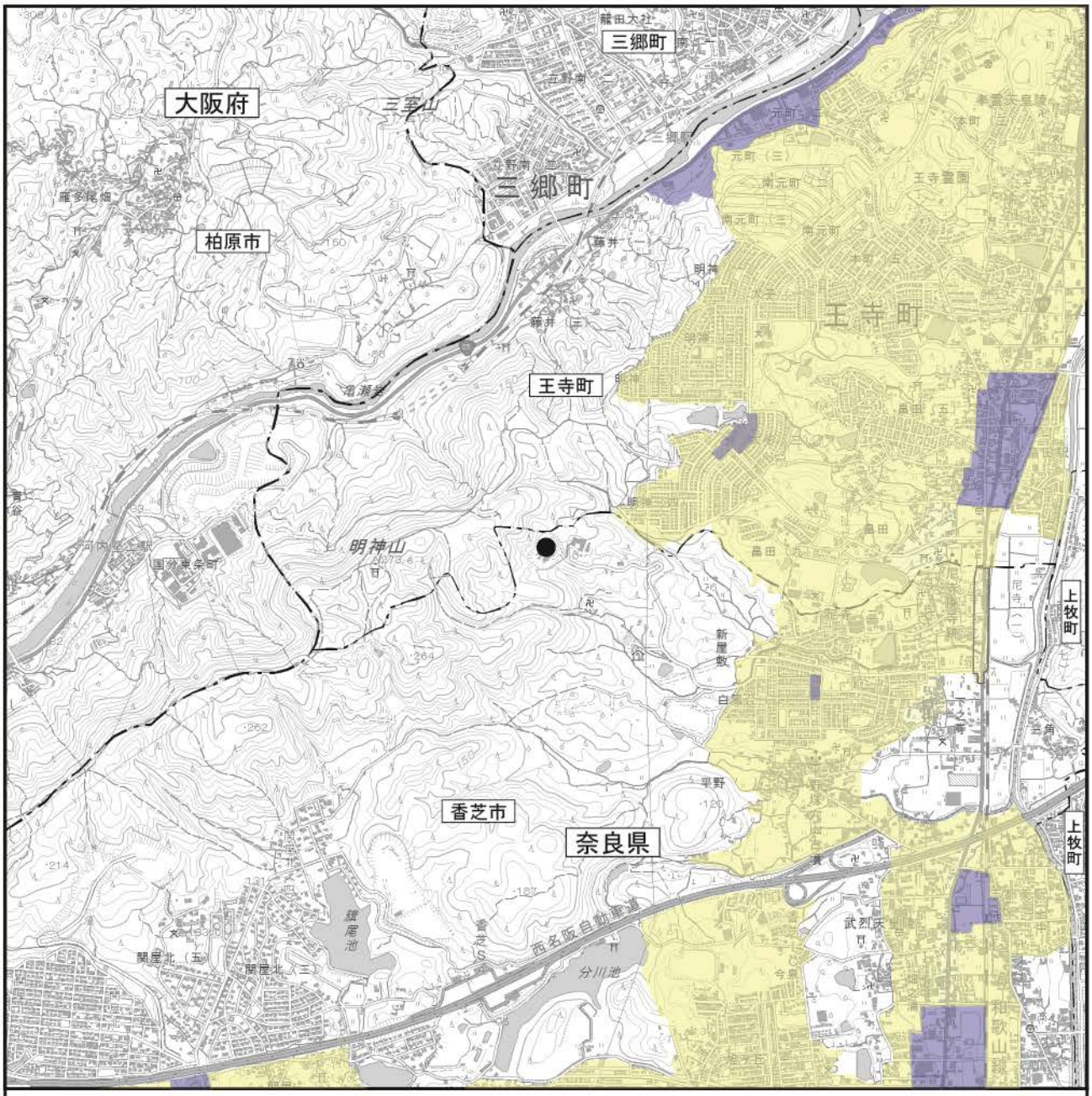

出典：「特定工場等において発生する振動の規制基準」
（昭和52年12月、奈良県告示第511号）
「香芝市告示第47号」（香芝市ホームページ）

図 2.2-8　振動の規制区域指定状況

ｲ) 建設作業振動の規制基準

建設作業振動については、「振動規制法」で規定する特定建設作業に対して規制が行われている。

特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準は表 2.2-31 のとおりである。

事業計画地は、「振動規制法」の特定建設作業に伴って発生する振動の第 1 号区域に指定されている。

表 2.2-31　特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準

特定建設作業の種類		
1	くい打機を使用する作業	もんけん及び圧入式くい打機を除く。
2	くい抜機を使用する作業	油圧式くい抜機を除く。
3	くい打くい抜機を使用する作業	圧入式くい打ちくい抜機を除く。
4	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
5	舗装版破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m をこえない作業に限る。
6	ブレーカーを使用する作業	手持式のものを除く。 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m をこえない作業に限る。

規制の種別	区域	規制基準
振動の基準値	第 1 号及び第 2 号	75dB
作業時間	第 1 号	午後 7 時から翌日の午前 7 時の時間内でないこと
	第 2 号	午後 10 時から翌日の午前 6 時の時間内でないこと
1 日当たりの作業時間	第 1 号	10 時間を超えないこと
	第 2 号	14 時間を超えないこと
作業期間	第 1 号及び第 2 号	連続 6 日を超えないこと
作業日	第 1 号及び第 2 号	日曜日その他の休日でないこと

（備考）1. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。
2. 第 1 号の区域及び第 2 号の区域は、次のとおりである。
(1)第 1 号の区域
①第 2 号区域以外の区域
②工業地域及び工業専用地域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 80m以内の区域
a. 学校教育法第 1 条に規定する学校
b. 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所
c. 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
d. 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館
e. 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
f. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年 6 月、法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園
(2)第 2 号の区域
香芝市：工業地域及び工業専用地域
王寺町：工業専用地域

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月、総理府令第 58 号）
「奈良県生活環境保全条例施行規則」（平成 9 年 3 月、規則第 41 号）
「特定建設作業実施届け出について」（香芝市ホームページ）

ｳ）道路交通振動の要請限度

道路交通振動については、「振動規制法」により要請限度が表 2.2-32 のとおり定められている。

表 2.2-32　道路交通振動に係る要請限度

時間の区分 / 区域の区分	昼間 午前 8 時から午後 7 時まで	夜間 午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	65dB	60dB
第 2 種区域	70dB	65dB

（備考）第 1 種区域及び第 2 種区域は、次のとおりである。

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及びその他の地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月、総理府令第 58 号）

「振動規制法施行規則別表第 2 の備考の 1 及び備考の 2 の規定により知事が定める区域の区分等」（昭和 52 年 12 月、奈良県告示第 513 号）

「香芝市告示第 49 号」（香芝市ホームページ）

d）悪臭

悪臭に関しては、「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月、法律第 91 号）に基づき、工場その他の事業場から排出される悪臭物質の濃度について規制基準が定められている。

特定悪臭物質（22 物質）の敷地境界線の地表における規制基準は表 2.2-33、事業計画地及びその周辺における悪臭の規制地域の指定状況は、図 2.2-9 に示すとおりであり、事業計画地は順応地域に指定されている。

表 2.2-33　特定悪臭物質の敷地境界線の地表における規制基準

単位：ppm

地域の区分 / 特定悪臭物質	一般地域	順応地域	その他地域
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

（備考）

(1)一般地域とは、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月、法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び「風致地区並びに古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（昭和 41 年 12 月、法律第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された歴史的風土保存区域をいう。

(2)順応地域とは、一般地域及びその他の地域以外の地域をいう。

(3)その他地域とは、一般地域以外の地域で「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年 7 月、法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定により指定された農業振興地域をいう。

出典：「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」

（昭和 57 年 2 月、奈良県告示第 778 号）

「香芝市告示第50号」（香芝市ホームページ）

また、排出口における規制基準は、次の式により算出された流量とされている。なお、補正された排出口の高さが 5m 未満となる場合については、この式は適用しないものとされている。

$$q = 0.108 \times He^2 \times C_m$$

q　：流量（m^3N/h）
He　：補正された排出口の高さ（m）
C_m　：敷地境界の基準値（ppm）

出典：「悪臭防止法施行規則」（昭和47年5月、総理府令第39号）

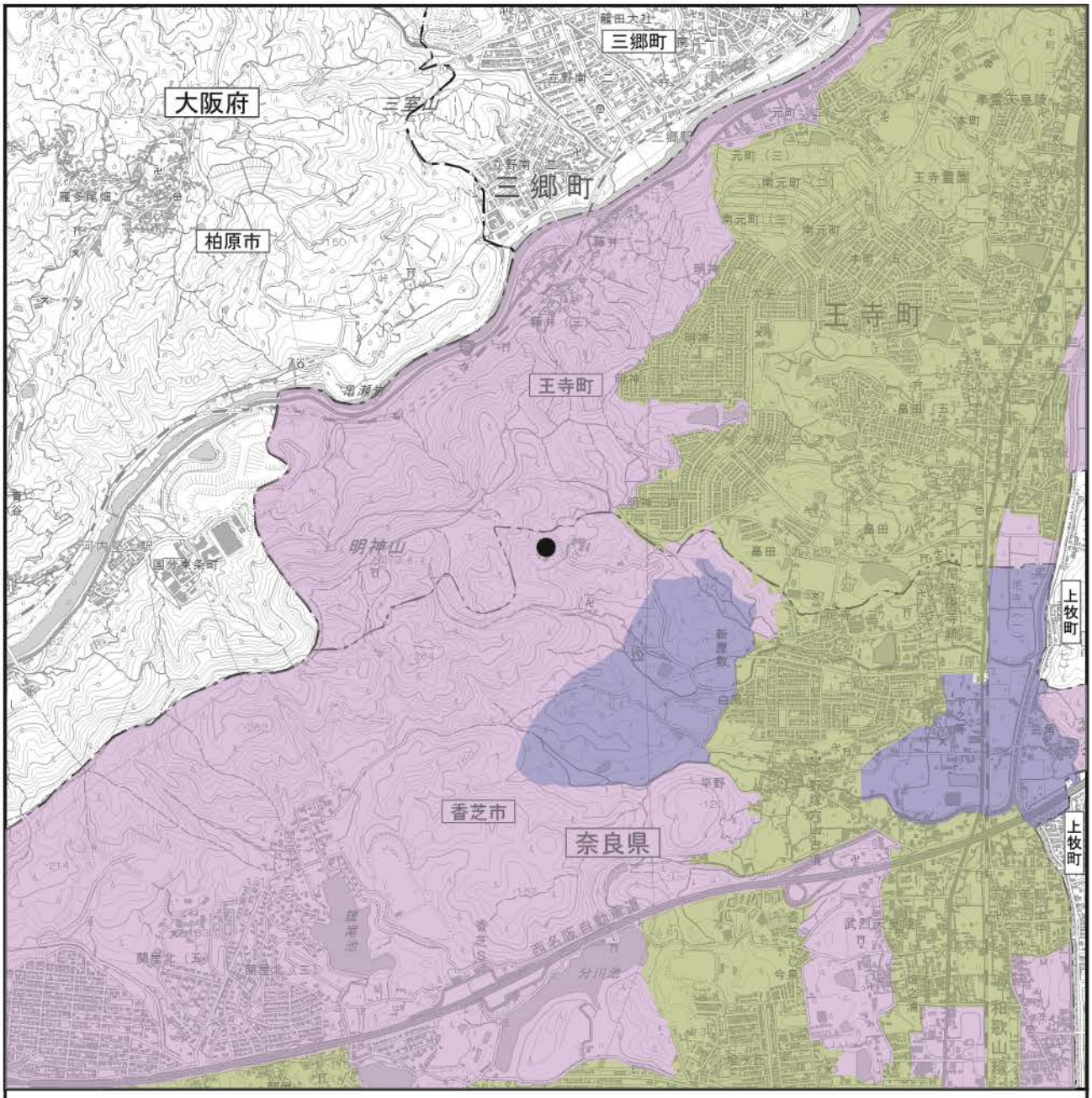

図 2.2-9　悪臭の規制地域指定状況

e）水質

水質に関しては、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月、法律第 138 号）に基づき、有害物質に係る排水基準、生活環境項目に係る排水基準及び排出水の総量に係る排水基準が定められている。

また、奈良県内のすべての公共用水域において、上乗せ排水基準が定められている。

なお、香芝市及び王寺町は、全域が水質汚濁防止法第 4 条の 2 第 1 項に規定する指定地域に指定されている。

排水基準は表 2.2-34 のとおりである。

表 2.2-34(1)　水質汚濁に係る排水基準(有害物質以外のものに係る項目)

一般項目	排水基準を定める省令	奈良県条例
水素イオン濃度[pH]	(海域)5.0 以上 9.0 以下 (海域以外)5.8 以上 8.6 以下	
化学的酸素要求量[COD]	1L につき 160mg (日間平均 120mg)	
生物化学的酸素要求量[BOD]	1L につき 160mg (日間平均 120mg)	新設：1L につき 25mg（日間平均 20mg) 既設：1L につき 70mg（日間平均 50mg)
浮遊物質量[SS]	1L につき 200mg (日間平均 150mg)	新設：1L につき 90mg（日間平均 70mg) 既設：1L につき 100mg（日間平均 80mg)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	1L につき 5mg	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	1L につき 30mg	
フェノール類含有量	1L につき 5mg	
銅含有量	1L につき 3mg	
亜鉛含有量	1L につき 2mg	
溶解性鉄含有量	1L につき 10mg	
溶解性マンガン含有量	1L につき 10mg	
クロム含有量	1L につき 2mg	
大腸菌群数	$1cm^3$ につき 日間平均 3,000 個	
窒素含有量	1L につき 120mg (日間平均 60mg)	
燐含有量	1L につき 16mg (日間平均 8mg)	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月、総理府令第 35 号）
「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例」（平成 2 年 3 月、奈良県条例第 24 号）

表 2.2-34(2)　水質汚濁に係る排水基準(有害物質に係る項目)

有害物質の種類	排水基準を定める省令	奈良県条例
カドミウム及びその化合物	1L につき カドミウム 0.03mg	1L につき カドミウム 0.01mg
シアン化合物	1L につき シアン 1mg	検出されないこと
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る。）	1L につき 1mg	検出されないこと
鉛及びその化合物	1L につき鉛 0.1mg	－
六価クロム化合物	1L につき 六価クロム 0.5mg	1L につき 六価クロム 0.05mg
砒素及びその化合物	1L につき砒素 0.1mg	1L につき砒素 0.05mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1L につき水銀 0.005mg	検出されないこと
アルキル水銀化合物	検出されないこと	－
ポリ塩化ビフェニル	1L につき 0.003mg	検出されないこと
トリクロロエチレン	1L につき 0.1mg	－
テトラクロロエチレン	1L につき 0.1mg	－
ジクロロメタン	1L につき 0.2mg	－
四塩化炭素	1L につき 0.02mg	－
1,2-ジクロロエタン	1L につき 0.04mg	－
1,1-ジクロロエチレン	1L につき 1mg	－
シス-1,2-ジクロロエチレン	1L につき 0.4mg	－
1,1,1-トリクロロエタン	1L につき 3mg	－
1,1,2-トリクロロエタン	1L につき 0.06mg	－
1,3-ジクロロプロペン	1L につき 0.02mg	－
チウラム	1L につき 0.06mg	－
シマジン	1L につき 0.03mg	－
チオベンカルブ	1L につき 0.2mg	－
ベンゼン	1L につき 0.1mg	－
セレン及びその化合物	1L につきセレン 0.1mg	－
ほう素及びその化合物	(海域) 1L につきほう素 230mg (海域以外) 1 L につきほう素 10mg	－
ふっ素及びその化合物	(海域)1L につきふっ素 15mg (海域以外)1L につきふっ素 8mg	－
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1L につきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素の合計量 100mg	－
1,4-ジオキサン	1L につき 0.5mg	－

注)奈良県条例の欄の値は、対象事業を実施する事業場が該当する既設特定事業場に対する基準値である。
出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月、総理府令第 35 号）
「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例」（平成 2 年 3 月、奈良県条例第 24 号）

また、香芝市及び王寺町は水質汚濁防止法に基づく指定地域であるため水質総量規制（窒素含有量、燐含有量）が適用される。総量規制基準の算式は以下のとおりである。

・平成 14 年 10 月 1 日以前に設置されている指定地域内事業場

窒素含有量：$Ln = Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$
りん含有量：$Lp = Cp \cdot Qp \times 10^{-3}$

・平成 14 年 10 月 1 日以後に瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「特別措置法」という。）第 5 条第 1 項又は、第 8 条第 1 項の規定による許可の申請又は、水質汚濁防止法（以下「防止法」という。）第 5 条第 1 項又は、第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場及び、同日以後特別措置法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請又は、防止法第 5 条第 1 項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場

窒素含有量：$Ln = (Cni \cdot Qni + Cno \cdot Qno) \times 10^{-3}$
りん含有量：$Lp = (Cpi \cdot Qpi + Cpo \cdot Qpo) \times 10^{-3}$

L：許容される窒素及びりんに係る汚濁負荷量(kg/日)
C：業種その他の区分ごとに定められた窒素、りん(mg/L)
Q：特定排出水の量(m^3/日)

出典：「窒素含有量に係る総量規制基準」（平成24年2月、奈良県告示第482号）
「りん含有量に係る総量規制基準」（平成24年2月、奈良県告示第483号）

f）地盤沈下

地盤沈下については、「工業用水法」（昭和 31 年 6 月、法律第 146 号）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 5 月、法律第 100 号）に基づき、地下水の採取について規制が行われているが、香芝市及び王寺町は規制対象地域に指定されていない。

g）土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月、法律第 53 号）に基づき、特定有害物質の濃度基準が定められており、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準は表 2.2-35 に示すとおりである。

表 2.2-35　土壌溶出量基準と土壌含有量基準

項目	土壌溶出量基準	土壌含有量基準
カドミウム及びその化合物	検液 1L につき 0.01mg 以下	土壌 1kg につき 150mg 以下
六価クロム化合物	検液 1L につき 0.05mg 以下	土壌 1kg につき 250mg 以下
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下	－
シアン化合物	検出されないこと	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下	－
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下	－
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下	－
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下	－
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下	－
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下	－
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下	－
水銀及びその化合物	検液 1L につき 0.0005mg 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	土壌 1kg につき 15mg 以下
セレン及びその化合物	検液 1L につき 0.01mg 以下	土壌 1kg につき 150mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下	－
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下	－
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下	－
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下	－
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下	－
鉛及びその化合物	検液 1L につき 0.01mg 以下	土壌 1kg につき 150mg 以下
砒素及びその化合物	検液 1L につき 0.01mg 以下	土壌 1kg につき 150mg 以下
ふっ素及びその化合物	検液 1L につき 0.8mg 以下	土壌 1kg につき 4,000mg 以下
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下	－
ほう素及びその化合物	検液 1L につき 1mg 以下	土壌 1kg につき 4,000mg 以下
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと	－
有機燐化合物	検液中に検出されないこと	－

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年 12 月、環境省令第 29 号）

(3) その他、環境保全計画等

a) 奈良県環境総合計画（2016-2020）

奈良県では、地球の温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊など地球的規模での環境への影響や将来の世代に対して影響を及ぼすような環境問題に対応し、地域社会における責任ある行政主体として、また、県民及び事業者がそれぞれの立場でより良い環境の保全と創造に向けた取り組みを進める際の環境づくりの指針として、平成 8 年 3 月に「奈良県環境総合計画」を策定した。

さらに、環境保全と創造に関する新しい法的な枠組みとして、平成 8 年 12 月に「奈良県環境基本条例」を制定し、これに併せて、奈良県公害防止条例を全文改正した「奈良県生活環境保全条例」を制定した。

「奈良県総合計画」の改訂版である「新奈良県総合計画（改訂版）」（平成 26 年 3 月、奈良県）が平成 27 年度において期間満了となったことに伴い、豊かな自然・歴史と美しい景観を次世代に継承し「きれいな奈良県」を実現することを目指して、新たな「環境総合計画（2016-2020）」（平成 28 年 3 月、奈良県）を策定した。この概要は、表 2.2-36 に示すとおりである。

表 2.2-36　「奈良県環境総合計画」の概要

項目	概要
計画の期間	計画の期間は、平成 28（2016）年度から平成 32（2020）年までの 5 ヵ年とする。
環境施策の基本理念	＜景観の保全と創造＞ ① 県全体が調和のとれた「一つの庭」となるような植栽景観づくりを促進する ② 魅力動線を創出するため都市・沿道景観の形成を目指す ＜清流の保全と復活＞ ① 「健全な水循環の構築」を目指し、施策の総合的な展開を図る ② 水質の改善に取り組むとともに、きれいな水辺環境づくりを目指す ＜低炭素社会の実現＞ ① 再生可能エネルギーのさらなる利活用を図る ② 省エネ・節電スタイルの推進及び定着を促す ③ 二酸化炭素の吸収源となる森林の整備・保全に取り組む ＜循環型社会の構築＞ ① 環境への負荷が提言される循環型社会の構築を目指す。 ② 資源やエネルギーを大切にする「環境に配慮したライフスタイル」を促す。 ＜安全な生活環境の確保＞ ① 生活環境（大気、土壌、騒音など）を保全するための対策を講じる ② 有害な化学物質の適正処理を促進する。 ＜生物多様性の保全＞ ① 「生物多様性なら戦略」に基づき、良好な自然環境を保全する。 ② 絶滅のおそれのある野生動物の生息・生育環境の保全・再生に取り組む ＜人づくり・地域づくりの推進＞ ① 景観・環境づくりを促進するための啓発等の取り組みを推進する ② 多様な主体が互いに連携・協力するパートナーシップの形成を促進する。

出典：「平成 27 年度版　環境白書 2015」（奈良県ホームページ）
「奈良県環境総合計画」（平成 28 年 3 月、奈良県）

2)　自然関係法令等

香芝市及び王寺町における自然関係法令等による地域指定の状況は表 2.2-37 のとおりである。事業計画地は、明神山景観保全地区に位置する。

表 2.2-37　自然関係法令等による地域指定の状況

地域その他の対象			指定等の有無		関係法令等
			香芝市	王寺町	
自然保護	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	○	×	
		県立自然公園	×	×	奈良県立自然公園条例
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
		自然環境保全地区	○	×	奈良県自然環境保全条例
		景観保全地区	○	○	
		自然再生事業計画	×	×	自然再生推進法
	自然遺産		×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約)
	緑地	特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		緑地協定	×	×	
		近郊緑地保全区域	○	×	近畿圏の保全区域の整備に関する法律
		生産緑地地区	○	×	生産緑地法
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		鳥獣保護区特別保護地区	×	×	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	○	×	
		登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）
		保護水面	×	×	水産資源保護法
		防除実施計画	○	×	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
文化財保護	文化遺産		×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）
	建築物	国指定	×	×	文化財保護法
		県指定	○	○	奈良県文化財保護条例
		市・町指定	○	×	香芝市文化財保護条例、王寺町文化財保護条例
	史跡・名勝	国指定	○	×	文化財保護法
		県指定	×	○	奈良県文化財保護条例
		市・町指定	○	○	香芝市文化財保護条例、王寺町文化財保護条例
	天然記念物	国指定	×	×	文化財保護法
		県指定	○	×	奈良県文化財保護条例
		市・町指定	○	×	香芝市文化財保護条例、王寺町文化財保護条例
景観保護	歴史的風土保存区域		×	×	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
	風致地区		×	×	都市計画法
	景観地区		×	×	景観法
	景観形成地区		○	○	奈良県景観条例
	景観計画区域		○	○	
国土防災	保安林		○	○	森林法
	海岸保全区域		×	×	海岸法
	砂防指定地		○	○	砂防法
	急傾斜地崩壊危険区域		○	○	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域		×	○	地すべり等防止法

注：「○」は指定有りを、「×」は指定無しを示す。

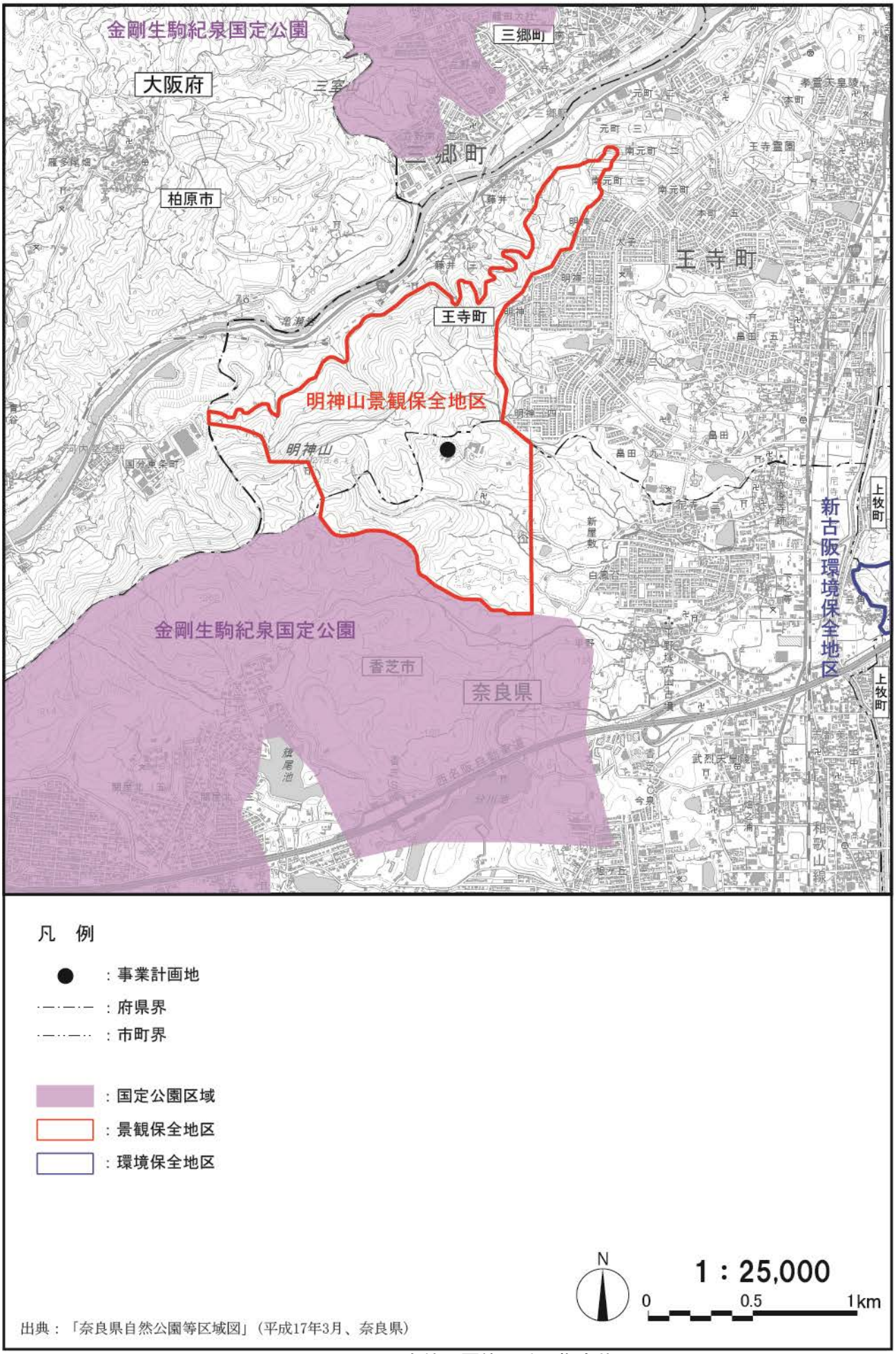

図 2.2-10　自然公園等区域の指定状況

事業計画地及びその周辺における国、県及び市町指定の文化財の状況は、表 2.2-38 に示すとおりである。

表 2.2-38(1)　指定文化財の分布状況

指定	区分	種別	名称	所在地
国	重要文化財	絵画	絹本著色阿弥陀聖衆来迎図　一幅	香芝市良福寺　阿日寺
	重要文化財	彫刻	木造大日如来坐像　一軀	香芝市良福寺　常盤寺
	記念物	史跡	平野塚穴山古墳　一基	香芝市平野
	記念物	史跡	尼寺廃寺跡	香芝市尼寺２丁目
	重要文化財	絵画	絹本著色涅槃図	奈良国立博物館
	重要文化財	彫刻	木造聖徳太子坐像	王寺町本町２丁目
	重要文化財	彫刻	木造達磨坐像	王寺町本町２丁目
	重要文化財	古文書	達磨寺中興記石幢 （附　石碑　嘉吉二年銘、青磁香炉、大甕）	王寺町本町２丁目
県	記念物	天然記念物	どんづる峯	香芝市穴虫
	有形文化財	古文書	鹿島神社結鎮座文書　一括	香芝市下田西１丁目　鹿島神社
	有形文化財	工芸品	刀　一口	香芝市高
	有形文化財	工芸品	刀身　一口	香芝市高
	有形文化財	建造物	大坂山口神社本殿　一棟江戸時代前期	香芝市逢坂５丁目　大坂山口神社
	記念物	天然記念物	志都美神社の社そう	香芝市今泉　志都美神社
	記念物	史跡	畠田古墳	王寺町明神４丁目
	有形文化財	彫刻	木造薬師如来坐像	王寺町元町２丁目
	有形文化財	建造物	達磨寺方丈	王寺町本町２丁目
	有形文化財	考古資料	達磨寺出土石塔及び舎利容器	王寺町本町２丁目
	史跡	史跡	達磨寺石塔埋納遺構	王寺町本町２丁目
	民俗文化財	無形民俗文化財	鹿島神社結鎮座の渡御行事	香芝市下田西１丁目　鹿島神社
	民俗文化財	有形民俗文化財	五位堂鋳物師関係資料 杉田家鋳造用具・製品　百十二点	香芝市藤山１丁目 香芝市二上山博物館
	記念物	天然記念物	二上層群原川累層（香芝累層）産出 植物化石六十九点（六十個体）	香芝市藤山１丁目 香芝市二上山博物館
	有形文化財	工芸品	五位堂鋳物師関係資料（喚鐘　一口）	香芝市鎌田　西方寺

出典：「香芝市内指定文化財一覧」（香芝市教育委員会ホームページ）
「王寺町にある指定文化財」（王寺町教育委員会ホームページ）

表 2.2-38(2)　指定文化財の分布状況

指定	区分	種別	名称	所在地
市	有形文化財	彫刻	石造線刻阿弥陀如来坐像　一軀	香芝市平野　正楽寺
	有形文化財	彫刻	石造浮彫不動明王立像　一軀	香芝市今泉　念通寺
	有形文化財	彫刻	石造浮彫地蔵菩薩立像　一軀	香芝市良福寺
	民俗文化財	有形民俗文化財	板地額装着色　四季耕作図絵馬　一面	香芝市五ヶ所　厳島神社 （香芝市二上山博物館へ寄託中）
	史跡	史跡	別所城山第１・２号墳　二基	香芝市真美ヶ丘４丁目 城山児童公園内
	有形文化財	彫刻	木造阿弥陀如来坐像及両脇侍立像　三軀	香芝市五位堂４丁目　宝樹寺
	有形文化財	彫刻	木造十一面観音菩薩立像　一軀	香芝市畑７丁目　専称寺
	有形文化財	考古資料	刳抜式長持形石棺蓋石　一基	香芝市藤山１丁目 ふたかみ文化センター前庭
	有形文化財	彫刻	木造阿弥陀如来立像　一軀	香芝市穴虫　安遊寺
	民俗文化財	有形民俗文化財	鋳鉄燈籠・鋳鉄鳥居 （燈籠　四基　鳥居　一基）	香芝市五位堂４丁目　十二社神社
	記念物	天然記念物	エノキの巨樹　一木	香芝市下田西１丁目　鹿島神社
	記念物	天然記念物	イチョウの巨樹　一木	香芝市鎌田　天神社
	民俗文化財	有形民俗文化財	五位堂鋳物師関係資料 小原家文書　七件七点	香芝市五位堂４丁目 （香芝市二上山博物館へ寄託中）
	有形文化財	彫刻	木造阿弥陀如来立像　一軀	香芝市畑７丁目　専称寺
	有形文化財	考古資料	伝今泉出土銀装大刀　一口	香芝市藤山１丁目 香芝市二上山博物館
	有形文化財	考古資料	長持形石棺蓋石　二基	香芝市良福寺　阿弥陀橋東詰北側
	有形文化財	考古資料	鶴峯荘第１地点遺跡土坑２出土品　一括	香芝市藤山１丁目 香芝市二上山博物館
	有形文化財	建造物	凝灰岩製層塔　一基	香芝市逢坂５丁目
	有形文化財	考古資料	高山火葬墓木櫃（底部）と出土品　一括	香芝市藤山１丁目 香芝市二上山博物館
	記念物	史跡	平野２・３号窯　二基	香芝市白鳳台１丁目 白鳳台３号児童公園内
	民俗文化財	有形民俗文化財	五位堂鋳物師関係資料　津田家文書 十五件十五点	香芝市五位堂４丁目
	有形文化財	絵画	板地紙貼彩色　阿弥陀三尊来迎図　一面	香芝市狐井　福応寺
	有形文化財	彫刻/文書	大坂山口神社神像および宝物類　一括	香芝市逢坂５丁目　大坂山口神社 （香芝市二上山博物館へ寄託中）
	民俗文化財	有形民俗文化財		
	有形文化財	考古資料	尼寺廃寺塔跡舎利荘厳具　一括	香芝市藤山１丁目 香芝市二上山博物館
	有形文化財	歴史資料	鎌田家天正枡　一口	香芝市鎌田
	有形文化財	考古資料	平野２号墳棺台　一括	香芝市藤山１丁目 香芝市二上山博物館
	有形文化財	古文書	平野古墳群関係文書　一括	香芝市平野
	民俗文化財	無形民俗文化財	鹿島神社結鎮座の渡御行事	香芝市下田西１丁目 鹿島神社
	民俗文化財	有形民俗文化財	五位堂鋳物師関係資料 杉田家鋳造用具・製品　百十二点	香芝市藤山１丁目 香芝市二上山博物館
	記念物	天然記念物	二上層群原川累層（香芝累層）産出 植物化石六十九点（六十個体）	香芝市藤山１丁目 香芝市二上山博物館
	有形文化財	工芸品	五位堂鋳物師関係資料（喚鐘　一口）	香芝市鎌田　西方寺
町	有形文化財	彫刻	木造千手観音坐像	王寺町本町２丁目
	有形文化財	歴史資料	藤井問屋（通運会社）関係印判類	王寺町藤井３丁目
	民俗文化財	有形民俗文化財	石造雪丸像	王寺町本町２丁目
	有形文化財	工芸品	達磨寺旧本堂瓦製露盤	王寺町本町２丁目
	有形文化財	工芸品	聖徳太子御絵指示	王寺町本町２丁目

出典：「文化遺産オンライン」（文化庁）
「香芝市内指定文化財一覧」（香芝市教育委員会ホームページ）
「王寺町にある指定文化財」（王寺町教育委員会ホームページ）

また、事業計画地及びその周辺の埋蔵文化財包蔵地の状況は、表 2.2-39 及び図 2.2-11 に示すとおりである。

表 2.2-39　埋蔵文化財の分布状況

No.	ID	遺跡名	所在地	種類区分	時代区分	遺跡概要	遺物
1	10A-0001	三室山 1 号墳	生駒郡三郷町立野	古墳・横穴墓	古墳	円墳・径 10m	
2	10A-0002	三室山 3 号墳	生駒郡三郷町立野	古墳・横穴墓	古墳	方墳・一辺 20m	
3	10A-0003	三室山 2 号墳	生駒郡三郷町立野	古墳・横穴墓	古墳	円墳・径 18m 横穴式石室	
4	10B-0005	片岡王寺(放光寺)跡	北葛城郡王寺町本町 2 丁目、1 丁目	社寺	飛鳥、奈良、平安、鎌倉、室町、江戸	礎石群（消滅）、石組み溝、掘立柱塀、掘立柱建物	屋瓦(鬼面文鬼瓦他)、土師、須恵、瓦器
5	10A-0015	畠田古墳	北葛城郡王寺町明神 4 丁目	古墳・横穴墓	古墳	円墳・径 15m・高さ 4m 以上 横穴式石室	耳環、玉類、鉄鏃、鉄釘、須恵、土師
6	10A-0016	畠田城跡	北葛城郡王寺町畠田 5 丁目	城・陣屋	鎌倉、室町		土師片
7	10A-0007		香芝市尼寺 2 丁目	古墳・横穴墓	古墳	円墳・径約 20m	
8	10A-0008	平野第 2 号墳	香芝市平野字八坪	古墳・横穴墓	古墳	円墳・径 26m、横穴式石室	須恵、土師、棺の受台（磚）
9	10A-0009	平野第 1 号墳（車塚古墳）	香芝市平野字八坪	古墳・横穴墓	古墳	円墳・径 26m、横穴式石室	
10	10A-0010	尼寺北廃寺	香芝市尼寺 2 丁目、北葛城郡王寺町畠田 8 丁目・4 丁目	社寺	飛鳥、奈良、平安、鎌倉、室町	塔基壇、掘立柱建物、回廊、中門	屋瓦、須恵、舎利荘厳具（玉類、耳環ほか）
11	10A-0011	尼寺南廃寺	香芝市尼寺 2 丁目	社寺	飛鳥、奈良、平安、鎌倉、室町	金堂基壇、塔基壇、礎石群、掘立柱建物、回廊、井戸	屋瓦、須恵、土師、瓦器、斎串
12	10A-0012	平野第 1 号窯跡	香芝市白鳳台 1 丁目	窯	古墳	窯体遺存長 8m、燃焼部幅 1.85m	須恵
13	10A-0013	七郷山城跡	香芝市関屋北 8 丁目	城・陣屋	鎌倉、室町	郭、空堀、土塁	
14	10A-0014	送迎山城跡	香芝市尼寺字出丸尾・ヲハラ、北葛城郡王寺町畠田	城・陣屋	鎌倉、室町	郭、空堀	
15	10A-0004	今泉古墳	香芝市今泉	古墳・横穴墓	古墳	円墳・径約 10m 横穴式石室	
16	10A-0005		香芝市白鳳台 2 丁目	古墳・横穴墓	－	円墳？・径約 20m、消滅	
17	10A-0017		香芝市尼寺 2、3 丁目	窯	飛鳥		
18	10A-0018	平野第 4 号窯跡	香芝市白鳳台 1 丁目	窯	古墳	窯体遺存長 1.6m、燃焼部幅 1.6m	須恵
19	10A-0019	平野第 5 号窯跡	香芝市白鳳台 1 丁目	窯	飛鳥	地下式有段登窯	瓦
20	10A-0020	平野第 3 号窯跡	香芝市白鳳台 1 丁目	窯	古墳		須恵
21	10A-0021	平野第 2 号窯跡	香芝市白鳳台 1 丁目	窯	古墳		須恵
22	10A-0022	平野遺跡	香芝市白鳳台 1 丁目	遺物散布地	縄文、弥生		石核、剥片
23	10A-0023	平野第 3 号墳	香芝市平野	古墳・横穴墓	古墳	円墳 横口式石槨、消滅	
24	10A-0024	平野第 4 号墳	香芝市平野	古墳・横穴墓	古墳	円墳、消滅	
25	10A-0025	平野第 5 号墳	香芝市平野字宮ノ東	古墳・横穴墓	古墳	石材遺存、消滅	
26	10A-0006	平野塚穴山古墳	香芝市平野字土山	古墳・横穴墓	古墳	方墳・一辺 15m、横穴式石室	
27	10C-0043	関屋 Loc.2	香芝市関屋字布ヶ谷、西北の脇ほか	生産遺跡	縄文、弥生		剥片、砕片
28	10C-0057	今泉遺跡	香芝市上中、今泉	遺物散布地	縄文		尖頭器
29	10C-0069	志都美神社社叢	香芝市今泉	その他			
30	10C-0001	「武烈陵」治定地	香芝市今泉字ダイゴ	古墳・横穴墓	古墳	古墳？ 中心部宮内庁管理	
31	10C-0070	ガモ池遺跡	香芝市今泉リウゲンンジほか	集落・町屋	古墳、奈良、鎌倉、室町	掘立柱建物跡、溝、土杭	土師、須恵、灰釉陶器、瓦器、磁器ほか
32	10B-0118	木辻城跡	香芝市上中字オサエ谷・三角、北葛城郡上牧町上牧・下牧	城・陣屋	室町		

出典：「奈良県遺跡地図 web」（奈良県ホームページ）

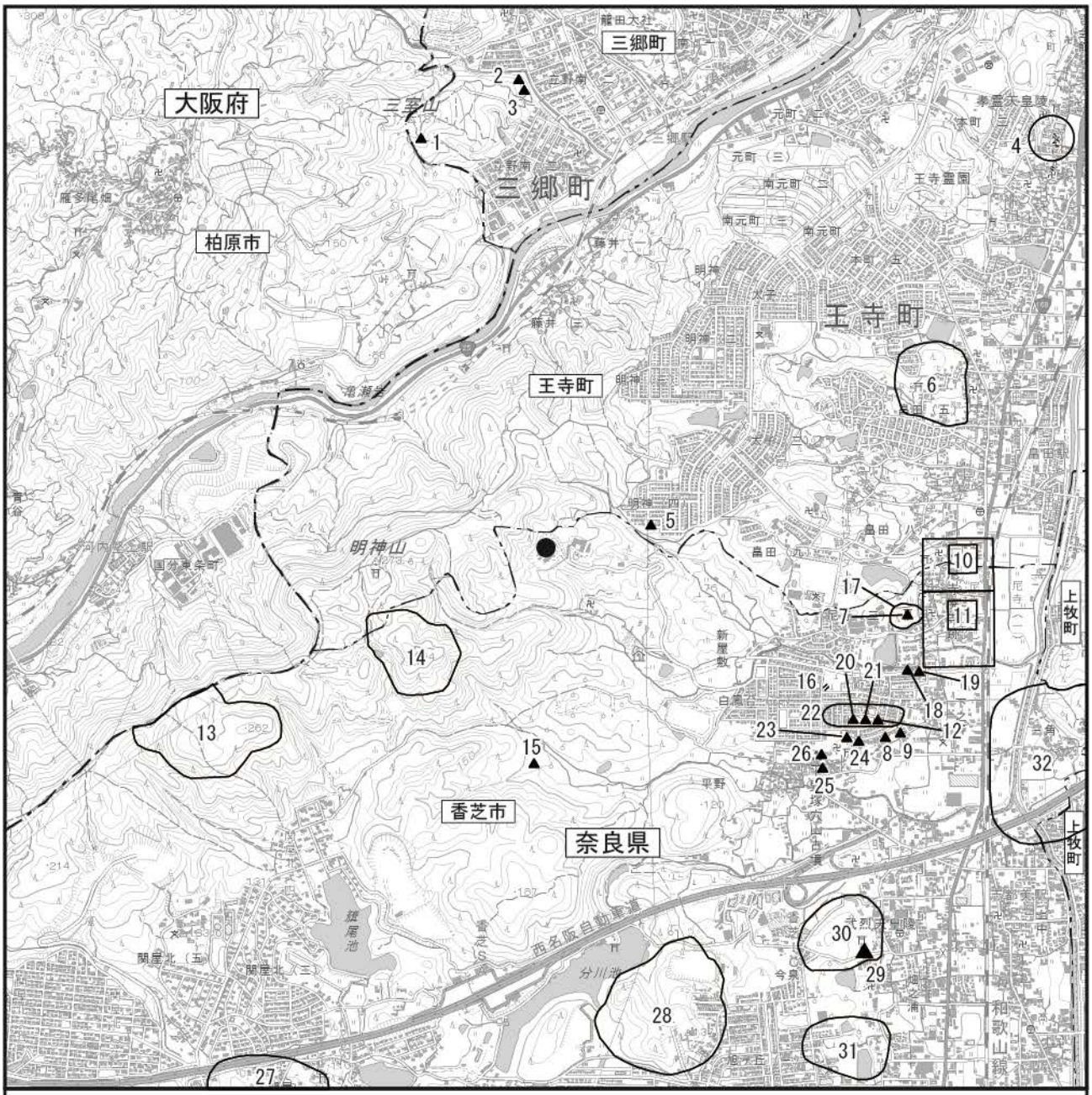

図 2.2-11　埋蔵文化財包蔵地の分布状況